

「有価証券上場規程」等の一部改正新旧対照表

目次

(ページ)

・ 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表	1
・ 株券上場審査基準の一部改正新旧対照表	6
・ 上場株券の市場第一部銘柄指定基準の一部改正新旧対照表	10
・ 株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表	12
・ 株式会社企業再生支援機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する 有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	14
・ 東日本大震災による被災企業に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	16
・ 有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表	18
・ 株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表	26
・ 上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱いの一部改正新旧対照表	39
・ 上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱いの一部改正新旧対照表	47
・ 株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表	48
・ 株式会社企業再生支援機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する 有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表	51
・ 東日本大震災による被災企業に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの 一部改正新旧対照表	52

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(新規上場申請手続)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。<u>ただし、当該書類のうち当取引所が定める書類については、当取引所がその都度定める日までに提出すれば足りるものとする。</u></p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 新規上場申請者の幹事金融商品取引業者（幹事である金融商品取引業者をいう。）である当取引所の取引参加者（取引参加者規程第2条第2項に規定する総合取引参加者又は同条第3項に規定するIPO取引参加者をいう。以下同じ。）（以下「幹事取引参加者」という。）が作成した<u>次のaからcまでに掲げる書類</u></p> <p><u>a 当取引所所定の「推薦書」。</u>ただし、セントレックスへの新規上場申請者は、添付を要しない。</p> <p><u>b 当取引所所定の「確認書」</u></p> <p><u>c 公開指導及び引受審査の過程で特に留意した事項及び重点的に確認した事項を記載した書面</u></p> <p>(8)～(11) (略)</p> <p>3～12 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(上場市場の変更)</p> <p>第12条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 上場市場変更申請者は、当取引所所定の「上場市場の変更申請書」<u>及び「上場市場の変更申請に係る宣誓書」</u>を提出するものとし、上場市場の変更申請に係る株券の市場第一部銘柄への指定を申請する場合には、<u>「上場市場の変更申請書」にその旨を併せて記載するものとする。</u></p> <p>4 前項に規定する「上場市場の変更申請書」には、上</p>	<p>(新規上場申請手続)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 新規上場申請者の幹事金融商品取引業者（幹事である金融商品取引業者をいう。）である当取引所の取引参加者（取引参加者規程第2条第2項に規定する総合取引参加者又は同条第3項に規定するIPO取引参加者をいう。以下同じ。）（以下「幹事取引参加者」という。）が作成した<u>当取引所所定の推薦書</u></p> <p><u>ただし、セントレックスへの新規上場申請者は、添付を要しない。</u></p> <p>(8)～(11) (略)</p> <p>3～12 (略)</p> <p>第12条の2 <u>削除</u></p> <p>(上場市場の変更)</p> <p>第12条の3 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 上場市場変更申請者は、当取引所所定の「上場市場の変更申請書」を提出するものとし、<u>セントレックスからの上場市場の変更を申請する者が、上場市場の変更申請に係る株券の市場第一部銘柄への指定を申請する場合には、当該申請書にその旨を併せて記載するものとする。</u></p> <p>4 第3条第2項（第1号、第4号、第6号から第10号</p>

場市場変更申請者の属する企業集団及びその経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項等を記載した「上場市場の変更申請のための有価証券報告書」その他の当取引所が定める書類を添付するものとする。

- 5 当取引所は、上場市場の変更審査のため必要と認めるときには、上場市場変更申請者に対し前各項に規定する書類のほか参考となるべき報告又は資料の提出その他上場市場の変更審査に対する協力を求めることができるものとする。

(削る)

(上場市場の変更審査料)

第12条の3 上場市場変更申請者は、当取引所が定める金額の上場市場の変更審査料を、上場市場の変更申請日が属する月の翌月末日までに支払うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第12条の4第1項の規定に基づき上場市場の変更予備申請を行った上場株券について、上場市場の変更予備申請書に記載した上場市場の変更申請を行おうとする日の属する事業年度（上場市場の変更申請を行おうとする日とその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の前事業年度）に上場市場の変更申請を行う場合には、上場市場の変更審査料を支払うことを要しない。

(上場市場の変更予備申請)

第12条の4 上場市場の変更申請を行おうとする者は、当該申請を行おうとする日の直前事業年度の末日（当該申請を行おうとする日とその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の前事業年度の末日）から起算して3か月前より後においては、上場市場の変更申請を行おうとする日その他の事項を記載した「上場市場の変更予備申請

まで及び第11号に限る。）及び第7項の規定は、前項に規定する「上場市場の変更申請書」に添付する書類について準用する。この場合において、これらの規定中「上場申請」とあるのは「上場市場の変更申請」と、「新規上場申請者」とあるのは「上場市場変更申請者」と、「有価証券上場申請書」とあるのは「上場市場の変更申請書」と、「有価証券の上場」とあるのは「上場有価証券の上場市場の変更」と読み替えるものとする。

- 5 第3条第11項の規定は、上場市場の変更審査について準用する。

- 6 上場市場変更申請者は、セントレックスからの上場市場の変更の申請を行う時に、当取引所所定の上場市場の変更申請に係る宣誓書を提出するものとする。

(上場市場の変更審査料)

第12条の4 上場市場変更申請者は、当取引所が定める金額の上場市場の変更審査料を、上場市場の変更申請日が属する月の翌月末日までに支払うものとする。

(新設)

(新設)

書」及び上場市場の変更申請に必要な書類に準じて作成した書類（提出することができるもので足りる。）を提出することにより、上場市場の変更申請の予備的申請（以下「上場市場の変更予備申請」という。）を行うことができる。

2 前項の規定により上場市場の変更予備申請が行われた場合には、第12条の5第1項に規定する「株券上場審査基準」に適合する見込みがあるかどうかについて審査を行う。

3 第12条の2第5項の規定は、前項の審査を行う場合について準用する。

4 上場市場の変更予備申請を行う者は、当取引所が定める金額の上場市場の変更予備審査料を、上場市場の変更予備申請の日が属する月の翌月末日までに支払うものとする。

（市場第一部銘柄指定審査料）

第13条の2 （略）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に定める場合には、市場第一部銘柄指定審査料を支払うことを要しない。

(1) 第13条の3第1項の規定に基づき一部指定の予備申請を行った上場株券について、上場株券の市場第一部銘柄への指定予備申請書に記載した一部指定の申請を行おうとする日の属する事業年度（一部指定の申請を行おうとする日がその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の前事業年度）に一部指定の申請を行う場合

(2) 市場第一部銘柄への指定を申請する者が上場株券の市場第一部銘柄指定基準第2条の規定により市場第一部銘柄に指定される場合

（一部指定の予備申請）

第13条の3 市場第一部銘柄への指定の申請を行おうとする者は、当該申請を行おうとする日の直前事業年度の末日（当該申請を行おうとする日がその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の前事業年度の末日）から起算して3か月前より後においては、市場第一部銘柄への指定の

（市場第一部銘柄指定審査料）

第13条の2 （略）

2 前項の規定にかかわらず、市場第一部銘柄への指定を申請する者が上場株券の市場第一部銘柄指定基準第2条の規定により市場第一部銘柄に指定される場合は、市場第一部銘柄指定審査料を支払うことを要しない。

（新設）

申請を行おうとする日その他の事項を記載した「上場株券の市場第一部銘柄への指定予備申請書」及び市場第一部銘柄への指定の申請に必要な書類に準じて作成した書類（提出することができるもので足りる。）を提出することにより、市場第一部銘柄への指定の申請の予備的申請（以下「一部指定の予備申請」という。）を行うことができる。

2 前項の規定により一部指定の予備申請が行われた場合には、第13条第1項に規定する「上場株券の市場第一部銘柄指定基準」に適合する見込みがあるかどうかについて審査を行う。

3 第13条第3項の規定は、前項の審査を行う場合にについて準用する。

4 一部指定の予備申請を行う者は、当取引所が定める金額の一部指定の予備審査料を、一部指定の予備申請の日が属する月の翌月末日までに支払うものとする。

付 則

この改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

株券上場審査基準の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場審査)</p> <p>第2条 株券の上場審査（セントレックスへの上場申請が行われた株券に係るものを除く。）は、新規上場申請者及びその企業グループ（会社並びにその子会社及び関連会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第8条第5項に規定する関連会社をいう。）をいう。以下同じ。）に関する次の各号に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>(1) 企業の継続性及び収益性</p> <p>継続的に事業を営み、かつ、<u>安定的な収益基盤を有していること。</u></p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p><u>2 前項の上場審査は、有価証券上場規程第3条各項の規定に基づき新規上場申請者が提出する書類及び質問等に基づき行うものとする。</u></p> <p><u>3 第1項の上場審査（外国株券に係る上場審査を除く。）は、当取引所が定める期間以内に完了することを目的に行うものとする。</u></p> <p><u>4 第1項の規定は、第4条第3項の規定の適用を受ける新規上場申請者の株券の上場審査については、適用しない。</u></p>	<p>(上場審査)</p> <p>第2条 株券の上場審査（セントレックスへの上場申請が行われた株券に係るものを除く。）は、新規上場申請者及びその企業グループ（会社並びにその子会社及び関連会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第8条第5項に規定する関連会社をいう。）をいう。以下同じ。）に関する次の各号に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>(1) 企業の継続性及び収益性</p> <p>継続的に事業を営み、かつ、<u>経営成績の見通しが良好なものであること。</u></p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>2 前項の規定は、第4条第3項の規定の適用を受ける新規上場申請者の株券の上場審査については、適用しない。</u></p>
<p>(上場審査基準)</p> <p>第4条 第2条に規定する上場審査は、第1号から第5号まで及び第8号から第12号までに適合し、かつ、第6号又は第7号に適合する新規上場申請者の株券を対象として行うものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 純資産の額</p> <p><u>上場日における純資産の額が3億円以上となる見込みのあること。</u></p> <p>(6) 利益の額</p> <p><u>最近1年間（「最近」の計算は、上場申請日の直前事業年度の末日を起算日としてさかのぼる。以下同じ。）の利益の額が1億円以上であること。</u></p>	<p>(上場審査基準)</p> <p>第4条 第2条に規定する上場審査は、第1号から第5号まで及び第8号から第12号までに適合し、かつ、第6号又は第7号に適合する新規上場申請者の株券を対象として行うものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 純資産の額</p> <p><u>上場申請日の直前事業年度の末日における純資産の額が、3億円以上であること。</u></p> <p>(6) 利益の額</p> <p><u>最近1年間の利益の額が、1億円以上であること。</u></p>

(7) 時価総額

上場日における時価総額が500億円以上となる見込みのあること。ただし、最近1年間における売上高が100億円未満である場合を除く。

(8) (略)

(8)の2 上場会社監査事務所による監査

最近2年間に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等並びに最近1年間に終了する事業年度における四半期会計期間及び連結会計年度における四半期連結会計期間の四半期財務諸表等について、上場会社監査事務所（日本公認会計士協会の上場会社監査事務所登録制度に基づき上場会社監査事務所名簿に登録されている監査事務所（同協会の同制度に基づき準登録事務所名簿に登録されている監査事務所（同協会の品質管理レビューを受けた者に限る。）を含む。）をいう。）（当取引所が適当でないと認める者を除く。）の法第193条の2の規定に準ずる監査又は四半期レビューを受けていること。

(9)～(12) (略)

2・3 (略)

(セントレックスへの上場審査)

第5条 (略)

2 前項の上場審査は、有価証券上場規程第3条各項の規定に基づき新規上場申請者が提出する書類及び質問等に基づき行うものとする。

3 第1項の上場審査（外国株券に係る上場審査を除く。）は、当取引所が定める期間以内に完了することを目途に行うものとする。

4 第1項の規定は、次条第3項の規定の適用を受ける新規上場申請者の株券の上場審査については、適用しない。

(セントレックスへの上場審査基準)

第6条 前条に規定する上場審査は、次の各号に適合する新規上場申請者の株券を対象として行うものとする。

(1)～(4) (略)

(4)の2 上場会社監査事務所による監査

「上場申請のための有価証券報告書」に記載及び

(7) 時価総額

上場日における時価総額が1,000億円以上となる見込みのあること。ただし、最近1年間における売上高が100億円未満である場合を除く。

(8) (略)

(新設)

(9)～(12) (略)

2・3 (略)

(セントレックスへの上場審査)

第5条 (略)

(新設)

(新設)

2 前項の規定は、次条第3項の規定の適用を受ける新規上場申請者の株券の上場審査については、適用しない。

(セントレックスへの上場審査基準)

第6条 前条に規定する上場審査は、次の各号に適合する新規上場申請者の株券を対象として行うものとする。

(1)～(4) (略)

(新設)

添付される財務諸表等、中間財務諸表等及び四半期財務諸表等について、上場会社監査事務所（日本公認会計士協会の上場会社監査事務所登録制度に基づき上場会社監査事務所名簿に登録されている監査事務所（同協会の同制度に基づき準登録事務所名簿に登録されている監査事務所（同協会の品質管理レビューを受けた者に限る。）を含む。）をいう。）（当取引所が適当でないと認める者を除く。）の法第193条の2の規定に準ずる監査、中間監査又は四半期レビューを受けていること。

(5) (略)

2・3 (略)

(上場市場の変更審査)

第7条 第2条第1項並びに第4条第1項（第8号の2及び第10号を除く。）及び第2項の規定は、セントレックスからの上場市場の変更審査について準用する。この場合において、これらの規定中「上場審査」とあるのは「上場市場の変更審査」と、「新規上場申請者」とあるのは「上場市場変更申請者」と、「上場の時」とあるのは「上場市場の変更の時」と、「上場申請日」とあるのは「上場市場の変更申請日」と、「上場申請」とあるのは「上場市場の変更申請」と、「上場日」とあるのは「上場市場の変更日」と、第4条第1項第8号d中「上場申請に係る株券が国内の他の金融商品取引所に上場されている場合にあつては、次の(a)及び(b)に該当するものでないこと」とあるのは「次の(a)及び(b)に該当するものでないこと」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する第2条第1項各号に掲げる事項の審査は、有価証券上場規程第12条の2の規定に基づき上場市場変更申請者が提出する書類及び質問等に基づき行うものとする。

3 第1項において準用する第2条第1項各号に掲げる事項の審査（外国株券に係る審査を除く。）は、当取引所が定める期間以内に完了することを旨に行うものとする。

付 則

1 この改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

(5) (略)

2・3 (略)

(上場市場の変更審査)

第7条 第2条第1項並びに第4条第1項（第10号を除く。）及び第2項の規定は、セントレックスからの上場市場の変更審査について準用する。この場合において、これらの規定中「上場審査」とあるのは「上場市場の変更審査」と、「新規上場申請者」とあるのは「上場市場変更申請者」と、「上場の時」とあるのは「上場市場の変更の時」と、「上場申請日」とあるのは「上場市場の変更申請日」と、「上場申請」とあるのは「上場市場の変更申請」と、「上場日」とあるのは「上場市場の変更日」と、第4条第1項第8号d中「上場申請に係る株券が国内の他の金融商品取引所に上場されている場合にあつては、次の(a)及び(b)に該当するものでないこと」とあるのは「次の(a)及び(b)に該当するものでないこと」と読み替えるものとする。

(新設)

(新設)

- 2 改正後の第2条、第4条、第5条及び第6条の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に上場申請を行う者から適用する。
- 3 改正後の第7条の規定は、施行日以後にセントレックスからの上場市場の変更申請を行う者から適用する。

上場株券の市場第一部銘柄指定基準の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(指定の特例)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 前各項に規定するほか、新規上場申請者（セントレックスへの新規上場申請者を除く。）の上場申請に係る株券及びセントレックスからの上場市場の変更が行われる株券のうち、次の各号に適合するものについては、市場第一部銘柄に指定することができるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 時価総額 上場日又は上場市場の変更日における時価総額が<u>250億円</u>以上となる見込みのあること。</p> <p>(指定基準)</p> <p>第3条 <u>市場第二部銘柄である上場株券の市場第一部銘柄への指定に係る次条に定める審査は、第1号から第5号まで及び第8号に適合し、かつ、第6号又は第7号に適合するものを対象として行うものとする。</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 純資産の額 <u>一部指定日におけるにおける純資産の額が10億円以上となる見込みのあること。</u></p> <p>(6) 利益の額 <u>最近2年間（「最近」の計算は、一部指定申請日の直前事業年度の末日（一部指定申請日とその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の前事業年度の末日）を起算日としてさかのぼる。以下同じ。）における利益の額の総額が5億円以上であること。</u></p> <p>(7) 時価総額 上場会社の時価総額が<u>500億円</u>以上であること。ただし、最近1年間における売上高が100億円未満であ</p>	<p>(指定の特例)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 前各項に規定するほか、新規上場申請者（セントレックスへの新規上場申請者を除く。）の上場申請に係る株券及びセントレックスからの上場市場の変更が行われる株券のうち、次の各号に適合するものについては、市場第一部銘柄に指定することができるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 時価総額 上場日又は上場市場の変更日における時価総額が<u>500億円</u>以上となる見込みのあること。</p> <p>(指定基準)</p> <p>第3条 <u>前条に規定する場合を除き、市場第一部銘柄の指定は、市場第二部銘柄のうち、第1号から第5号まで及び第8号並びに当取引所が別に定める事項に適合し、かつ、第6号又は第7号に適合するものを対象として行うものとする。</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 純資産の額 <u>直前事業年度の末日における純資産の額が、10億円以上であること。</u></p> <p>(6) 利益の額 <u>次のa又はbに適合すること。</u></p> <p>a <u>最近2年間における利益の額が、最初の1年間は1億円以上、最近の1年間は4億円以上であること。</u></p> <p>b <u>最近3年間における利益の額が、最初の1年間は1億円以上、最近の1年間は4億円以上であり、かつ、最近3年間の利益の額の総額が6億円以上であること。</u></p> <p>(7) 時価総額 上場会社の時価総額が<u>1,000億円</u>以上であること。ただし、最近1年間における売上高が100億円未満で</p>

る場合を除く。

(8) (略)

(指定審査)

第4条 市場第一部銘柄への指定の申請が行われた上場

株券の審査は、当該上場株券の発行者である上場会社及びその企業グループに関する次の各号に掲げる事項について行うものとする。

(1) 企業の継続性及び収益性

継続的に事業を営み、かつ、安定的な収益基盤を有していること。

(2) 企業経営の健全性

事業を公正かつ忠実に遂行していること。

(3) 企業のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性

コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制が適切に整備され、機能していること。

(4) 企業内容等の開示の適正性

企業内容等の開示を適正に行うことができる状況にあること。

(5) その他公益又は投資者保護の観点から当取引所が必要と認める事項

2 前項の審査は、有価証券上場規程第13条第2項及び第3項の規定に基づき上場会社が提出する書類及び質問等に基づき行うものとする。

3 第1項の審査（外国株券に係る審査を除く。）は、当取引所が定める期間以内に完了することを旨に行うものとする。

付 則

- 1 この改正規定は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条及び第4条の規定は、この改正規定施行の日以後に市場第一部銘柄への指定の申請を行う者から適用する。

ある場合を除く。

(8) (略)

(新設)

株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(セントレックスの上場廃止基準)</p> <p>第2条の2 セントレックス上場銘柄は、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(4)の2 最近4連結会計年度(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない期間がある場合は、当該期間については、事業年度と読み替えるものとする。)(上場後3年以内に終了する連結会計年度(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度)を除く。)</u>における営業利益及び営業活動によるキャッシュ・フローの額が負である場合において、1年以内に営業利益又は営業活動によるキャッシュ・フローの額が正とならない<u>き</u>。</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 セントレックス上場銘柄が外国株券である場合には、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1) 前項第1号から<u>第4号の2</u>までのいずれかに該当した場合</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(審査の資料)</p> <p>第3条 第2条第1項第1号、第2号及び第5号(同条第2項第4号による場合を含む。)並びに前条第1項第1号、<u>第4号及び第4号の2</u>(前条第2項第1号による場合を含む。)の審査は、上場会社の事業年度の末日現在の資料に基づいて審査を行う。</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の第2条の2第1項第4号の2の規定は、この改正規定施行の日の前日において当取引所に株券が上場されているセントレックスの上場会社について</p>	<p>(セントレックスの上場廃止基準)</p> <p>第2条の2 セントレックス上場銘柄は、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 セントレックス上場銘柄が外国株券である場合には、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1) 前項第1号から<u>第4号</u>までのいずれかに該当した場合</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(審査の資料)</p> <p>第3条 第2条第1項第1号、第2号及び第5号(同条第2項第4号による場合を含む。)並びに前条第1項第1号<u>及び第4号</u>(前条第2項第1号による場合を含む。)の審査は、上場会社の事業年度の末日現在の資料に基づいて審査を行う。</p> <p>2 (略)</p>

は、平成24年4月1日以後に開始する連結会計年度を
最初の連結会計年度として適用する。

**株式会社企業再生支援機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する
有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表**

新	旧
<p>(上場株券の市場第一部銘柄指定基準の特例)</p> <p>第2条 被支援会社の発行する株券が、支援決定が行われた後当取引所において上場廃止となった場合であつて、かつ、企業再生支援機構が当該会社の支援決定を公表した日から3年以内に開始する事業年度を直前事業年度として当該会社が当該株券の上場申請を行うときにおける上場株券の市場第一部銘柄指定基準第2条第5項の規定の適用については、次のとおりとする。</p> <p>5 新規上場申請者（セントレックスへの新規上場申請者を除く。）の上場申請に係る株券のうち、次の各号に適合するものについては、市場第一部銘柄に指定することができるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 利益の額又は時価総額 次のa又はbのいずれかに適合すること。</p> <p>a (略)</p> <p>b 上場日における時価総額が<u>500億円</u>以上となる見込みのあること。ただし、最近1年間における売上高が100億円未満である場合を除く。</p> <p>(3) 時価総額 上場日における時価総額が<u>250億円</u>以上となる見込みのあること。</p> <p>2 被支援会社である上場会社が、企業再生支援機構が当該上場会社の支援決定を公表した日から3年以内に開始する事業年度を直前事業年度として当該上場株券の市場第一部銘柄への指定の申請をする場合における上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条の規定の適用については、同条第6号を次のとおりとする。</p> <p>(6) 利益の額 最近1年間（「最近」の計算は、<u>一部指定申請日の直前事業年度の末日（一部指定申請日とその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の前事業年度の末日）を起算日としてさかのぼる。</u>）における利益の額が4億円以上であること。</p>	<p>(上場株券の市場第一部銘柄指定基準の特例)</p> <p>第2条 被支援会社の発行する株券が、支援決定が行われた後当取引所において上場廃止となった場合であつて、かつ、企業再生支援機構が当該会社の支援決定を公表した日から3年以内に開始する事業年度を直前事業年度として当該会社が当該株券の上場申請を行うときにおける上場株券の市場第一部銘柄指定基準第2条第5項の規定の適用については、次のとおりとする。</p> <p>5 新規上場申請者（セントレックスへの新規上場申請者を除く。）の上場申請に係る株券のうち、次の各号に適合するものについては、市場第一部銘柄に指定することができるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 利益の額又は時価総額 次のa又はbのいずれかに適合すること。</p> <p>a (略)</p> <p>b 上場日における時価総額が<u>1,000億円</u>以上となる見込みのあること。ただし、最近1年間における売上高が100億円未満である場合を除く。</p> <p>(3) 時価総額 上場日における時価総額が<u>500億円</u>以上となる見込みのあること。</p> <p>2 被支援会社である上場会社が、企業再生支援機構が当該上場会社の支援決定を公表した日から3年以内に開始する事業年度を直前事業年度として当該上場株券の市場第一部銘柄への指定の申請をする場合における上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条の規定の適用については、同条第6号を次のとおりとする。</p> <p>(6) 利益の額 最近1年間における利益の額が4億円以上であること。</p>

付 則

この改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

東日本大震災による被災企業に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(株券上場審査基準の特例) (削る)</p> <p>第3条 (略)</p> <p><u>2</u> 前項の規定は、セントレックスからの上場市場の変更審査について準用する。</p> <p>第4条 削除</p>	<p>(株券上場審査基準の特例)</p> <p>第3条 <u>新規上場申請者（上場申請日の直前事業年度の末日における純資産の額が、東日本大震災に起因する特別損失により3億円未満となっている者に限る。）が、株券の上場申請を行うときにおける株券上場審査基準第4条第1項第5号の規定の適用については、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(5) 純資産の額</u></p> <p><u>上場申請日の直前事業年度の末日における純資産の額に上場申請に係る公募による調達見込額を加算した額が3億円以上となる見込みのあること。ただし、当取引所が適当と認める場合は、当該直前事業年度の末日における純資産の額に代えて、当該直前事業年度の末日以後の日における純資産の額を用いることができるものとする。</u></p> <p><u>2</u> <u>新規上場申請者（利益の額が東日本大震災に起因する特別損失により、株券上場審査基準第4条第1項第6号に適合しない者に限る。）が、株券の上場申請を行うときにおける利益の額の取扱いは当取引所が定める。</u></p> <p><u>3</u> (略)</p> <p><u>4</u> <u>前3項の規定は、セントレックスからの上場市場の変更審査について準用する。</u></p> <p><u>(上場株券の市場第一部銘柄指定基準の特例)</u></p> <p>第4条 <u>上場会社（直前事業年度の末日における純資産の額が東日本大震災に起因する特別損失により10億円未満となっている者に限る。）が、市場第二部銘柄である上場株券の市場第一部銘柄への指定の申請を行うときにおける上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条第5号の規定の適用については、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(5) 純資産の額</u></p> <p><u>直前事業年度の末日における純資産の額に市場第一部銘柄への指定の申請に係る公募による調達見込額を加算した額が10億円以上となる見込みのあるこ</u></p>

と。ただし、当取引所が適当と認める場合は、当該直前事業年度の末日における純資産の額に代えて、当該直前事業年度の末日以後の日における純資産の額を用いることができるものとする。

2 上場会社（利益の額が東日本大震災に起因する特別損失により、上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条第6号に適合しない者に限る。）が、市場第二部銘柄である上場株券の市場第一部銘柄への指定の申請を行うときにおける利益の額の取扱いは当取引所が定める。

付 則

この改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>2 第3条（新規上場申請手続）第2項関係</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第11号に規定する「当取引所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。ただし、セントレックスへの新規上場申請者は、a、d、eからgまで、j及びnに規定する書類については、添付を要しない。</p> <p>a～i (略)</p> <p>j 当取引所所定の「株式の分布状況表」</p> <p>この場合において、会社法又は振替法の規定により基準日等（会社法の規定により設けられた基準日及び振替法第151条第1項又は第8項の規定に基づき同法第2条第2項に規定する振替機関が総株主通知を行った場合におけるその基準となる日をいう。以下同じ。）を設けたときは、当該基準日等における株主が所有する株式の数又は株主の数を把握した都度、更新後の「株式の分布状況表」を提出するものとし、株主数及び流通株式の数について株券上場審査基準の取扱い2(1)b及びdに定めるところにより取り扱うときは、「株式の分布状況表」の提出を要しないものとする。</p> <p>k～nの4 (略)</p> <p>nの5 新規上場申請者が親会社等（親会社、財務諸表等規則第8条第17項第4号に規定するその他の関係会社又はその親会社をいう。以下同じ。）（親会社等が会社である場合に限るものとし、親会社等が複数ある場合にあつては、新規上場申請者に与える影響が最も大きいと認められる会社をいい、その影響が同等であると認められる場合にあつては、いずれか一つの会社をいうものとする。）を有している場合（上場後最初に到来する事業年度の末日において親会社等を有しないこととなる見込みがある場合を除く。）には、当該親会社等の事業年度若しくは中間会計期間（当該親会社等が四半期財務諸表提出会社である場合には、四半期累計期間）又は連結会計年度若しくは</p>	<p>2 第3条（新規上場申請手続）第2項関係</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第11号に規定する「当取引所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。ただし、セントレックスへの新規上場申請者は、a、d、eからgまで、j及びnに規定する書類については、添付を要しない。</p> <p>a～i (略)</p> <p>j 当取引所所定の「株式の分布状況表」</p> <p>この場合において、会社法又は保振法の規定により基準日等（会社法の規定により設けられた基準日及び振替法第151条第1項又は第8項の規定に基づき同法第2条第2項に規定する振替機関が総株主通知を行った場合におけるその基準となる日をいう。以下同じ。）を設けたときは、当該基準日等における株主が所有する株式の数又は株主の数を把握した都度、更新後の「株式の分布状況表」を提出するものとする。</p> <p>k～nの4 (略)</p> <p>nの5 新規上場申請者が、株券上場審査基準の取扱い1(1)bの(c)に規定する親会社等を有している場合は、当該親会社等が開示府令第15条第1号イに規定する「第3号様式」に準じて作成した当取引所が適当と認める書類</p>

中間連結会計期間（当該親会社等が四半期連結財務諸表提出会社である場合には、四半期連結累計期間）に係る直前の決算の内容を記載した書面。
ただし、次の(a)又は(b)に掲げる場合を除く。

(a) 当該親会社等が国内の金融商品取引所に上場されている株券等の発行者である場合

(b) 当該親会社等が外国金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されている株券等の発行者であり、かつ、当該親会社等又は当該外国金融商品取引所等が所在する国における企業内容の開示の状況が著しく投資者保護に欠けると認められない場合

n の 6 支配株主又は財務諸表等規則第 8 条第 17 項第 4 号に規定するその他の関係会社を有する新規上場申請者にあつては、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い 7 に定める支配株主等に関する事項を記載した書面（上場後最初に到来する事業年度の末日において支配株主又は財務諸表等規則第 8 条第 17 項第 4 号に規定するその他の関係会社を有しないこととなる見込みがある場合を除く。）

o (略)

(4)・(5) (略)

(6) 第 2 項ただし書きに規定する当取引所が定める書類は、第 7 号 a 及び第 9 号 a に掲げる書類とする。

3 第 3 条（新規上場申請手続）第 3 項関係

(1) 第 3 項の規定により有価証券上場申請書に添付する「上場申請のための有価証券報告書」については、次の a 及び b に定めるところによる。

a 「上場申請のための有価証券報告書」は、第 1 号から第 4 号までに掲げる新規上場申請者の場合にあつては、I の部のみをもって成るものとし、第 5 号に掲げる新規上場申請者の場合にあつては、I の部及び当取引所が上場審査のため適当と認める書類から成るものとする。

b 「上場申請のための有価証券報告書（I の部）」は、2 (1) a から f までの規定に準じて作成するものとする。ただし、第 5 号に掲げる新規上場申請者の場合にあつては、直前事業年度の有価

(新設)

o (略)

(4)・(5) (略)

(新設)

3 第 3 条（新規上場申請手続）第 3 項関係

(1) 第 3 項の規定により有価証券上場申請書に添付する「上場申請のための有価証券報告書」は、I の部のみをもって成るものとし、2 (1) a から f までの規定に準じて作成するものとする。ただし、新規上場申請者が国内の他の金融商品取引所に上場されている株券の発行者である場合には、有価証券報告書の写しで足りるものとする。

証券報告書と同一の記載内容とすることができ
る。

(2)～(7)

9 第4条（申請の不受理）関係

新規上場申請者（株券上場審査基準第4条第3項の規定の適用を受ける新規上場申請者及びセントレックスへの新規上場申請者を除く。）が次のa又はbに該当する場合には、上場申請を受け付けないものとする。

a 上場申請日以後、同日の直前事業年度の末日から2年以内に、合併（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の合併及び株券上場審査基準第4条第3項第1号又は第2号に該当する合併を除く。）、会社分割（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の会社分割を除く。）、子会社化若しくは非子会社化又は事業の譲受け若しくは譲渡（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の事業の譲受け又は譲渡を除く。）を行う予定のある場合（合併、会社分割並びに事業の譲受け及び譲渡については、新規上場申請者の子会社が行う予定のある場合を含む。）であって、新規上場申請者が当該行為により実質的な存続会社でなくなると当取引所が認めたとき。ただし、当該合併（合併を行った場合に限り。）が実体を有しない会社を存続会社とする合併であると認められる場合及び当該会社分割が上場会社から事業を承継する人的分割（承継する事業が新規上場申請者の主要な事業となるものに限る。）であると認められる場合は、この限りでない。

b 新規上場申請者が解散会社となる合併、他の会社の完全子会社となる株式交換又は株式移転を上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年以内に行う予定のある場合（上場日以前に行う予定のある場合を除く。）

10 第6条（上場審査料）関係

(1)・(1)の2（略）

(2) 上場審査料の支払いは、本邦通貨によるものとする

(2)～(7)

9 第4条（申請の不受理）関係

新規上場申請者（株券上場審査基準第4条第3項の規定の適用を受ける新規上場申請者及びセントレックスへの新規上場申請者を除く。）が次のa又はbに該当する場合には、上場申請を受け付けないものとする。

a 上場申請日の属する事業年度の初日以後、合併、分割、子会社化若しくは非子会社化若しくは事業の譲受け若しくは譲渡を行った場合又は上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年以内に行う予定のある場合（合併、分割並びに事業の譲受け及び譲渡については、新規上場申請者の子会社が行った又は行う予定のある場合を含む。）であって、新規上場申請者（上場申請日以前に行われた行為にあつては、当該行為を行う前の新規上場申請者）が当該行為により実質的な存続会社でなくなっている又はなくなると当取引所が認めたとき。ただし、当該合併（合併を行った場合に限り。）が実体を有しない会社を存続会社とする合併であると認められる場合及び当該分割が上場会社から事業を承継する人的分割（承継する事業が新規上場申請者の主要な事業となるものに限る。）であると認められる場合は、この限りでない。

b 新規上場申請者が解散会社となる合併、他の会社の完全子会社となる株式交換又は株式移転を上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年以内に行う予定のある場合

10 第6条（上場審査料）関係

(1)・(1)の2（略）

(2) 上場審査料の支払いは、本邦通貨によるものとする

る。

10の2 第7条の2（予備申請）関係

前10の規定は、第4項の予備審査料について準用する。

15 第12条の2（上場市場の変更）関係

(1) 第4項に規定する「当取引所が定める書類」とは、次のa及びbに掲げる書類をいうものとする。

a 上場市場変更申請者の属する企業集団及びその経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項等を記載した「上場市場の変更申請のための有価証券報告書」 2部

b 第3条第2項第1号、第6号及び第8号並びに2(3)jに掲げる書類に準ずる書類

(2) 前(1)aに掲げる「上場市場の変更申請のための有価証券報告書」については、次のa及びbに定めるところによる。

a 「上場市場の変更申請のための有価証券報告書」は、Iの部及び当取引所が上場市場の変更審査のため適当と認める書類から成るものとする。

b 「上場市場の変更申請のための有価証券報告書（Iの部）」は、直前事業年度の有価証券報告書と同一の記載内容とする。

(削る)

16 第12条の3（上場市場の変更審査料）関係

(1) 第12条の3に規定する「当取引所が定める金額」は、50万円とする。ただし、第12条の4の規定に基づき上場市場の変更予備申請を行った上場株券について、上場市場の変更予備申請書に記載した上場市場の変更申請を行おうとする日の属する事業年度

る。（この取扱いは、予備審査料、上場市場の変更審査料、市場第一部銘柄指定審査料、上場手数料、年間上場料の支払いにおいて同じ。）

10の2 第7条の2（予備申請）関係

前10(1)（aを除く。）の規定は、第4項の予備審査料について、準用する。この場合において、同10(1)（aを除く。）中「新規上場申請者」とあるのは「予備申請を行う者」と、同10(1)b中「当該上場申請」とあるのは「当該予備申請」と、「上場申請を行う場合」とあるのは「上場申請を行おうとする場合」と読み替えるものとする。

15 第12条の3（上場市場の変更）関係

(1) 第4項において準用する第3条第2項第4号に掲げる書類については、次に定めるところによる。

a 2(1)本文の規定を準用する。

b 「上場市場の変更申請のための有価証券報告書（Iの部）」は、直前事業年度の有価証券報告書と同一の記載内容とする。

(2) 第4項において準用する第3条第2項第11号に掲げる書類については、2(3)（a、c、gからiまで及びkからmまでを除く。）及び2(4)（aからdまで、g、iの(a)から(d)まで及びjを除く。）の規定を準用する。

(3) 第4項において準用する第3条第7項において定める書類については、6の規定を準用する。

16 第12条の4（上場市場の変更審査料）関係

(1) 第12条の4に規定する「当取引所が定める金額」は、100万円とする。ただし、上場市場変更申請者が当該上場市場の変更申請より前に上場市場の変更申請を行ったことがあり、かつ、直近の上場市場の変更申請日の属する事業年度の初日から起算して3年

（上場市場の変更申請を行おうとする日がその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の前事業年度）に上場市場の変更申請を行う場合には、上場市場の変更審査料を支払うことを要しない。

(2) (略)

(3) 上場市場の変更審査料の支払いは、本邦通貨によるものとする。

16の2 第12条の4（予備申請）関係

前16の規定は、第4項の上場市場の変更予備審査料について準用する。

18 第13条（所属部の指定又は指定替え）関係

(1) 第3項に規定する「当取引所が必要と認める書類」とは、上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条の規定の適用を受ける上場会社については、次に掲げるものをいうものとする。

a 当取引所所定の「上場株券の市場第一部銘柄指定基準に関する株式の分布状況表」

この場合において、会社法又は振替法の規定により基準日等を設けたときは、当該基準日等における株主が所有する株式の数又は株主の数を把握した都度、更新後の「市場第一部銘柄指定基準に関する株式の分布状況表」を提出するものとし、株主数及び流通株式の数について上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱い2(1)e及びgにおいて準用する株券上場審査基準の取扱い2(1)b及びdに定めるところにより取り扱う場合は、「市場第一部銘柄指定基準に関する株式の分布状況表」の提出を要しないものとする。

b 最近2年間（「最近」の計算は、一部指定申請日の直前事業年度の末日（一部指定申請日とその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の前事業年度の末日をいう。以下この18において同じ。）を起算日としてさかのぼる。以下この18において同じ。）に終了する各事業年度の有価証券報告書及び直前事業年度の有価証券報告書の添付書類

c (略)

以内に上場市場の変更申請を行う場合には、その半額とする。

(2) (略)

(新設)

(新設)

18 第13条（所属部の指定又は指定替え）関係

(1) 第3項に規定する「当取引所が必要と認める書類」とは、上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条の規定の適用を受ける上場会社については、次に掲げるものをいうものとする。

a 当取引所所定の「上場株券の市場第一部銘柄指定基準に関する株式の分布状況表」

b 最近2年間（直前事業年度の末日からさかのぼる。「最近」の起算については、以下この18において同じ。）に終了する各事業年度の有価証券報告書及び直前事業年度の有価証券報告書の添付書類

c (略)

d 上場会社又はその子会社が最近2年間に合併（上場会社とその子会社又は上場会社の子会社間の合併を除く。）を行っている場合には、合併当事会社（上場会社及びその子会社を除く。）すべての当該期間内に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等（bの規定により提出する書類に記載されるもの及び当取引所が提出を要しないものとして認めるものを除く。）

e 上場会社が持株会社であって、持株会社になった後、一部指定申請日の直前事業年度の末日までに2年以上を経過していない場合（他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社になった場合を除く。）は、当該期間のうち持株会社になる前の期間における子会社（持株会社になった日の子会社に限り、当取引所が提出を要しないものとして認める子会社を除く。）の各連結会計年度の連結財務諸表（当該子会社が当該期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、財務諸表）

この場合において、当該子会社が複数あるときは、当該複数の子会社の連結損益計算書若しくは損益計算書又は四半期連結損益計算書若しくは四半期損益計算書を結合した損益計算書（直前事業年度の初日以後設立された会社である場合には、当該複数の子会社の連結貸借対照表又は貸借対照表を結合した貸借対照表を含む。）を添付するものとする。

(削る)

d 上場会社又はその子会社が最近2年間に（上場会社が上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条第6号a及び第7号に適合していない場合は、最近3年間に）合併（上場会社とその子会社又は上場会社の子会社間の合併を除く。）を行っている場合には、合併当事会社（上場会社及びその子会社を除く。）すべての当該期間内に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等（bの規定により提出する書類に記載されるもの及び当取引所が提出を要しないものとして認めるものを除く。）

e 上場会社が持株会社であって、持株会社になった後、直前事業年度の末日までに2年以上（上場会社が上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条第6号a及び第7号に適合していない場合は、3年以上）を経過していない場合（他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社になった場合を除く。）は、当該期間のうち持株会社になる前の期間における子会社（持株会社になった日の子会社に限り、当取引所が提出を要しないものとして認める子会社を除く。）の各連結会計年度の連結財務諸表（当該子会社が当該期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、財務諸表）

この場合において、当該子会社が複数あるときは、当該複数の子会社の連結損益計算書若しくは損益計算書又は四半期連結損益計算書若しくは四半期損益計算書を結合した損益計算書（直前事業年度の初日以後設立された会社である場合には、当該複数の子会社の連結貸借対照表又は貸借対照表を結合した貸借対照表を含む。）を添付するものとする。

f 2(3)b及びcの2（同(3)cの2中「新規上場申請者の企業グループ（株券上場審査基準第2条第1項に規定する新規上場申請者の企業グループをいう。以下同じ。）」とあるのは「上場会社の企業グループ（上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱い2(1)aの(a)に規定する上場会社の企業グループをいう。以下同じ。）」と、「新規上場申請者の企業グループの」とあるのは「上場会

f 当取引所所定の「反社会的勢力との関係がないことを示す確認書」

(削る)

(2) 前(1)の規定にかかわらず、上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条の規定の適用を受ける上場会社が外国会社である場合の第3項に規定する「当取引所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。

(削る)

a 上場会社が外国持株会社になった後又は合併を行った後、直前事業年度の末日までに2年以上経過していない場合（他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社になった場合を除く。）で、当取引所が必要と認めるときは、当取引所が必要と認める財務書類 各2部

b (1) a、b及びfに掲げる書類

(3) (略)

18の2 第13条の2（市場第一部銘柄指定審査料）関係

(1) 第1項に規定する「当取引所が定める金額」は、100万円とする。ただし、第13条の3の規定に基づき一部指定の予備申請を行った上場株券について、上場株券等の市場第一部銘柄への指定予備申請書に記載した一部指定の申請を行おうとする日の属する事業年度（一部指定の申請を行おうとする日がその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の前事業年度）に一部指定の申請を行う場合には、市場第一部銘柄指定審査料を支払うことを要しない。

(2) 市場第一部銘柄指定審査料は、消費税額及び地方消費税額を加算（新規上場申請者が外国又は外国人である場合を除く。）して支払うものとする。

社の企業グループの」と読み替える。）に規定する書類

g 当取引所所定の「反社会的勢力との関係がないことを示す確認書」

h 幹事取引参加者が作成した当取引所所定の確認書

(2) 前(1)の規定にかかわらず、上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条の規定の適用を受ける上場会社が外国会社である場合の第3項に規定する「当取引所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。

a 当取引所所定の「上場株券の市場第一部銘柄指定基準に関する株式の分布状況表」

b 上場会社が外国持株会社になった後又は合併を行った後、直前事業年度の末日までに2か年（上場会社が上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条第6号a及び第7号に適合していない場合は、3か年）以上経過していない場合（他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社になった場合を除く。）で、当取引所が必要と認めるときは、当取引所が必要と認める財務書類 各2部

c (1) b及びfからhまでに掲げる書類（同(1) f中2(3) bに規定する書類を除く。）

(3) (略)

18の2 第13条の2（市場第一部銘柄指定審査料）関係

第1項に規定する「当取引所が定める金額」は、100万円とし、消費税額及び地方消費税額を加算（上場株券の市場第一部銘柄への指定を申請する者が外国会社である場合を除く。）して支払うものとする。

(3) 市場第一部銘柄指定審査料の支払いは、本邦通貨によるものとする。

18の3 第13条の3（一部指定の予備申請）関係

前18の2の規定は、第4項の一部指定の予備審査料について準用する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の2、3及び9、の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に上場申請を行う者から適用する。
- 3 改正後の15、16及び16の2の規定は、施行日以後にセントレックスからの上場市場の変更申請を行う者から適用する。
- 4 改正後の18の規定は、施行日以後に市場第一部銘柄への指定の申請を行う者から適用する。

別添1 新規上場申請者の合併等に係る「重要な影響」について

2(1)c及び同(3)gに規定する「重要な影響」については、Iに定めるところにより、合併当事会社又は新規上場申請者等の財務諸表等における総資産額、純資産の額、売上高及び利益の額の各項目に係る影響度（IIに掲げる算式により計算した割合をいう。以下同じ。）を算出して、決定するものとする。

I 合併、会社分割、子会社化若しくは非子会社化又は事業の譲受け若しくは譲渡（以下この別添1において「合併等」という。）に係る影響度が、いずれかの項目で50%以上である場合は、重要な影響があるものとして取り扱う。

II （略）

(新設)

別添1 新規上場申請者の合併等に係る「重要な影響」について

2(1)c及び同(3)gに規定する「重要な影響」については、Iに定めるところにより、合併当事会社又は新規上場申請者等の財務諸表等における総資産額、純資産の額、売上高及び利益の額の各項目に係る影響度（IIに掲げる算式により計算した割合をいう。以下同じ。）を算出して、決定するものとする。

I 次に掲げる新規上場申請者の区分に従い、当該区分に定める場合は、重要な影響があるものとして取り扱う。

1. 内国株券の発行者である新規上場申請者

合併、分割、子会社化若しくは非子会社化又は事業の譲受け若しくは譲渡（以下「合併等」という。）に係る影響度が、いずれかの項目で20%以上である場合

2. 外国会社である新規上場申請者

合併等に係る影響度が、いずれかの項目で50%以上である場合

II （略）

株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 第2条（上場審査）関係</p> <p>(1) 第1項各号に掲げる事項の審査は、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。</p> <p>a 第1号関係</p> <p>(a) <u>新規上場申請者の企業グループの事業計画が、そのビジネスモデル、事業環境、リスク要因等を踏まえて、適切に策定されていると認められること。</u></p> <p>(b) <u>新規上場申請者の企業グループが今後において安定的に利益を計上することができる合理的な見込みがあること。</u></p> <p>(c) (略)</p> <p>b～e (略)</p> <p>(2) 前(1)の規定にかかわらず、新規上場申請者が外国会社である場合の第1項各号に掲げる事項の審査</p>	<p>1 第2条（上場審査）関係</p> <p>(1) 第1項各号に掲げる事項の審査は、<u>新規上場申請書類（有価証券上場規程第3条各項の規定に基づき新規上場申請者が提出する書類をいう。以下同じ。）及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。</u></p> <p>a 第1号関係</p> <p>(a) <u>新規上場申請者の企業グループの利益計画及び収支計画に合理性があること。</u></p> <p>(b) <u>新規上場申請者の企業グループの今後の損益及び収支の見通しが良好なものであること。この場合において、当該企業グループが、次のイからハまでのいずれかに該当するときは、今後の損益及び収支の見通しが良好なものとして取り扱うものとする。</u></p> <p><u>イ 新規上場申請者の企業グループの最近における損益及び収支の水準を維持することができる合理的な見込みがあるとき。</u></p> <p><u>ロ 新規上場申請者の企業グループの損益又は収支が悪化している場合において、当該企業グループの損益又は収支の水準の今後における回復が客観的な事実に基づき見込まれるなど当該状況の改善が認められるとき。</u></p> <p><u>ハ 新規上場申請者の企業グループの最近における損益又は収支が良好でない場合において、当該企業グループが近い将来に相応の利益を計上することが合理的に見込まれ、かつ、当該企業グループの今後における損益又は収支の回復又は改善が客観的な事実に基づき認められるとき。</u></p> <p>(c) (略)</p> <p>b～e (略)</p> <p>(2) 前(1)の規定にかかわらず、新規上場申請者が外国会社である場合の第1項各号に掲げる事項の審査</p>

は、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。この場合において、新規上場申請者の本国等における法制度、実務慣行等を勘案して行うものとする。

a～e (略)

(3) (1)及び前(2)の規定にかかわらず、新規上場申請者が上場会社の人的分割により設立される会社であって、当該分割前に上場申請が行われた場合には、第1項各号に掲げる事項の審査は、分割により承継する事業及び分割の計画等について、(1)又は前(2)に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

(4) 第3項に規定する当取引所が定める期間は、当取引所が上場申請を受理してから3か月とする。

2 第4条(上場審査基準)第1項関係

(1) 株主数及び流通株式数

a (略)

b 新規上場申請者が、前aの(e)又は(f)の規定により株主数及び流通株式数の算定の基礎とした基準日等((f)の場合にあつては、組織変更に伴う相互会社の社員に対する株式の割当ての基準となる日。以下この(1)において「最近の基準日等」という。)の後に上場申請に係る株券の公募若しくは売出し又は上場のための数量制限付分売を行う場合は、次の取扱いによるものとし、当該取扱いに定める「公募又は売出予定書」又は「数量制限付分売予定書」に記載される株式の分布状況に基づき株主数及び流通株式数を算定するものとする。

(a) 公募又は売出しを行う場合

イ・ロ (略)

ハ 元引受取引参加者は、原則として公募又は売出しの申込期間終了の日から起算して3日目(休業日を除外する。)の日までに、当取引所所定の「公募又は売出実施通知書」を提出するとともに、当該公募又は売出しの内容を新規上場申請者に通知するものとする。

ニ (略)

(b) 上場のための数量制限付分売を行う場合

は、新規上場申請書類及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。この場合において、新規上場申請者の本国等における法制度、実務慣行等を勘案して行うものとする。

a～e (略)

(3) (1)及び前(2)の規定にかかわらず、新規上場申請者が上場会社の人的分割により設立される会社であって、当該分割前に上場申請が行われた場合には、第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類及び質問等に基づき、分割により承継する事業及び分割の計画等について、(1)又は前(2)に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

(新設)

2 第4条(上場審査基準)第1項関係

(1) 株主数及び流通株式数

a (略)

b 新規上場申請者が、前aの(e)又は(f)の規定により株主数及び流通株式数の算定の基礎とした基準日等((f)の場合にあつては、組織変更に伴う相互会社の社員に対する株式の割当ての基準となる日。以下この(1)において「最近の基準日等」という。)の後に上場申請に係る株券の公募若しくは売出し又は上場のための数量制限付分売を行う場合は、次の取扱いによるものとし、当該取扱いに定める「公募又は売出予定書」又は「数量制限付分売予定書」に記載される株式の分布状況に基づき株主数及び流通株式数を算定するものとする。

(a) 公募又は売出しを行う場合

イ・ロ (略)

ハ 元引受取引参加者は、原則として公募又は売出しの申込期間終了の日から起算して3日以内に、当取引所所定の「公募又は売出実施通知書」を提出するとともに、当該公募又は売出しの内容を新規上場申請者に通知するものとする。

ニ (略)

(b) 上場のための数量制限付分売を行う場合

イ・ロ (略)

ハ 立会外分売取扱取引参加者は、原則として上場のための数量制限付分売の日から起算して3日目(休業日を除外する。)の日までに、当取引所所定の「数量制限付分売後の株式の分布状況表」を提出するとともに、当該上場のための数量制限付分売の結果を新規上場申請者に通知するものとする。

(c) (略)

c～e (略)

(2)・(3) (略)

(4) 純資産の額

a 第5号に規定する上場日における純資産の額については、次の(a)及び(b)に掲げる区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する額を審査対象とするものとする。

(a) 上場申請日の属する事業年度の初日以後に新規上場申請者が「上場申請のための四半期報告書」又は四半期報告書を作成した場合
直近の「上場申請のための四半期報告書」又は四半期報告書に記載された直前四半期会計期間の末日における純資産の額

(b) 前(a)以外の場合

「上場申請のための有価証券報告書」に記載された直前事業年度の末日における純資産の額

b 前a(a)に規定する直前四半期会計期間の末日における「純資産の額」とは、四半期連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額(四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成19年内閣府令第64号)の規定により作成された四半期連結貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第60条第1項に規定する準備金を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される新株予約権及び少数株主持分を控除して得た額をいう。以下この(4)において同じ。)をいうものとする。ただし、新規上場申請者がIFRS任意適用会社である場合又は同規則第95条において準用する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)第95条の規定の適用を受

イ・ロ (略)

ハ 立会外分売取扱取引参加者は、原則として上場のための数量制限付分売の日から起算して3日以内に、当取引所所定の「数量制限付分売後の株式の分布状況表」を提出するとともに、当該上場のための数量制限付分売の結果を新規上場申請者に通知するものとする。

(c) (略)

c～e (略)

(2)・(3) (略)

(4) 純資産の額

(新設)

a 第5号に規定する「純資産の額」とは、連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額(連結財務諸表規則の規定により作成された連結貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第45条の2第1項に規定する準備金を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される新株予約権及び少数株主持分を控除して得た額をいう。以下同じ。)をいうものとする。ただし、新規上場申請者がIFRS任意適用会社である場合又は同規則第95条の規定の適用を受ける場合は、連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額をいうものとする。

ける場合は、四半期連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額をいうものとする。

c 前bの場合において、直近の「上場申請のための四半期報告書」又は四半期報告書に記載された直前四半期会計期間の末日における四半期貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（四半期財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第63号）の規定により作成された四半期貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第53条第1項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される新株予約権を控除して得た額をいう。以下この(4)において同じ。）が負でないことを要するものとする。

d b及び前cの規定にかかわらず、新規上場申請者が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合のa(a)に規定する直前四半期会計期間の末日における「純資産の額」とは、四半期貸借対照表に基づいて算定される純資産の額をいうものとする。ただし、当該新規上場申請者がIFRS任意適用会社である場合は、四半期貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額をいうものとする。

e bから前dまでの規定にかかわらず、新規上場申請者が外国会社である場合のa(a)に規定する直前四半期会計期間の末日における「純資産の額」とは、新規上場申請者が四半期連結財務諸表を財務書類として掲記したときは、四半期連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額をいうものとし、新規上場申請者が四半期連結財務諸表を財務書類として掲記していないときは、四半期貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額又は結合四半期貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額をいうものとする。

f 前eの場合において、本国通貨の本邦通貨への換算は、原則として、上場申請日の直前四半期会計期間の末日以前3年間の東京外国為替市場における対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場との中値の平均又は上場申請日の直前四半期会

b 前aの場合において、上場申請日の直前事業年度の末日における貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（財務諸表等規則の規定により作成された貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第54条の3第1項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される新株予約権を控除して得た額をいう。以下同じ。）が負でないことを要するものとする。

c a及び前bの規定にかかわらず、新規上場申請者が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合の第5号に規定する「純資産の額」とは、貸借対照表に基づいて算定される純資産の額をいうものとする。ただし、当該新規上場申請者がIFRS任意適用会社である場合は、貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額をいうものとする。

d aから前cまでの規定にかかわらず、新規上場申請者が外国会社である場合の第5号に規定する「純資産の額」とは、新規上場申請者が連結財務諸表を財務書類として掲記したときは、連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額をいうものとし、新規上場申請者が連結財務諸表を財務書類として掲記していないときは、貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額又は結合貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額をいうものとする。

e 前dの場合において、本国通貨の本邦通貨への換算は、原則として、上場申請日の直前事業年度の末日からさかのぼって3年間における東京外国為替市場の対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場との中値の平均又は上場申請日の直前事

計期間の末日における同中値により行うものとする。

g a (a)において、新規上場申請者が上場申請日の属する四半期会計期間の初日以後に持株会社になった場合（他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社になった場合を除く。）には、その子会社（持株会社になった日の子会社に限る。）の四半期連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額（当該子会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、四半期貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額）（当該子会社が複数ある場合は、当該複数の子会社の当該四半期連結貸借対照表又は四半期貸借対照表を結合した貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額）について審査対象とするものとする。

h a (a)において、新規上場申請者が、会社分割等により他の会社の事業を承継する又は譲り受ける会社（当該他の会社から承継する又は譲り受ける事業が新規上場申請者の事業の主体となる場合に限る。）であって、上場申請日の直前四半期会計期間の末日においてその事業を承継していない又は譲り受けていない場合には、有価証券上場規程に関する取扱い要領2(3)dの2又はeの2の規定により提出される書類に記載される当該他の会社から承継する又は譲り受ける事業に係る純資産の額に相当する額について審査対象とするものとする。

i a (a)において、新規上場申請者が上場申請日の属する四半期会計期間の初日以後相互会社から株式会社への組織変更を行う場合には、当該相互会社の四半期連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（当該相互会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、四半期貸借対照表に基づいて算定される純資産の額）に相当する額について審査対象とするものとする。この場合における純資産の額に相当する額の算定においては、当該相互会社の基金の額（保険業法第89条第1項ただし書に規定する額を除く。）を控除するとともに、当該相互会社の剰余金処分に関する書面に剰

業年度の末日における同中値により行うものとする。

f 第5号において、新規上場申請者が上場申請日の属する事業年度の初日以後に持株会社になった場合（他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社になった場合を除く。）には、その子会社（持株会社になった日の子会社に限る。）の連結貸借対照表（当該子会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、貸借対照表）に基づいて算定される純資産の額に相当する額（当該子会社が複数ある場合は、当該複数の子会社の当該連結貸借対照表又は貸借対照表を結合した貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額）について審査対象とするものとする。

g 第5号において、新規上場申請者が、会社の分割等により他の会社の事業を承継する又は譲り受ける会社（当該他の会社から承継する又は譲り受ける事業が新規上場申請者の事業の主体となる場合に限る。）であって、上場申請日の直前事業年度の末日においてその事業を承継していない又は譲り受けていない場合には、有価証券上場規程に関する取扱い要領2(3)dの2又はeの2の規定により提出される書類に記載される当該他の会社から承継する又は譲り受ける事業に係る純資産の額に相当する額について審査対象とするものとする。

h 第5号において、新規上場申請者が上場申請日の属する事業年度の初日以後相互会社から株式会社への組織変更を行う場合には、当該相互会社の連結貸借対照表（当該相互会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、貸借対照表）に基づいて算定される純資産の額に相当する額について審査対象とするものとする。この場合における純資産の額に相当する額の算定においては、当該相互会社の基金の額（保険業法第89条第1項ただし書に規定する額を除く。）を控除するとともに、当該相互会社の剰余金処分に関する書面に剰余金処分額として掲記される社員配当準備金を費

余金処分額として掲記される社員配当準備金を費用とみなすものとする。

j a (a)において、新規上場申請者が上場申請日の属する四半期会計期間の初日以後外国持株会社になった場合で、当取引所が適当と認めるときは、当取引所が適当と認める財務書類に基づいて算定される純資産の額について審査対象とするものとする。

k 新規上場申請者（gから前jまでに規定する会社のうち新規上場申請者以外の会社を含む。）が上場申請日の属する四半期会計期間の初日以後においてgから前jまでに規定する行為を重ねて行っている場合については、gから前jまでの規定の趣旨に照らして当取引所が適当と認める財務情報に基づいて算定される純資産の額に相当する額について審査対象とするものとする。

l 新規上場申請者が、上場申請日の直前四半期会計期間の末日の翌日以後に上場申請に係る株券の公募を行う場合又は行った場合であって、直前四半期会計期間の末日における純資産の額、公募による調達見込額又は調達額及び審査対象とする純資産の額を記載した当取引所所定の「純資産の額計算書」を提出するときは、当該「純資産の額計算書」に記載される純資産の額について審査対象とするものとする。

m bから前lまでの規定は、a (b)について準用する。この場合において、これらの規定中「直前四半期会計期間」とあるのは「直前事業年度」と、「四半期連結貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第64号）」とあるのは「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）」と、「同規則第60条第1項に規定する準備金等」とあるのは「同規則第45条の2第1項に規定する準備金等」と、「直近の「上場申請のための四半期報告書」又は四半期報告書に記載された直前四半期会計期間」とあるのは「「上場申請のための有価証券報告書」に記載された直前事業年度」と、「四半期貸借対照表」とあるのは「貸借

用とみなすものとする。

i 第5号において、新規上場申請者が上場申請日の属する事業年度の初日以後外国持株会社になった場合で、当取引所が適当と認めるときは、当取引所が適当と認める財務書類に基づいて算定される純資産の額について審査対象とするものとする。

j 新規上場申請者（fから前iまでに規定する会社のうち新規上場申請者以外の会社を含む。）が上場申請日の属する事業年度の初日以後においてfから前iまでに規定する行為を重ねて行っている場合については、fから前iまでの規定の趣旨に照らして当取引所が適当と認める財務情報に基づいて算定される純資産の額に相当する額について審査対象とするものとする。

(新設)

(新設)

対照表」と、「四半期財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第63号）」とあるのは「財務諸表等規則」と、「同規則第53条第1項に規定する準備金等」とあるのは「同規則第54条の3第1項に規定する準備金等」と、「四半期連結財務諸表」とあるのは「連結財務諸表」と、「結合四半期貸借対照表」とあるのは「結合貸借対照表」と、「上場申請日の属する四半期会計期間」とあるのは「上場申請日の属する事業年度」とそれぞれ読み替えるものとする。

(5) 利益の額

(削る)

a 第6号に規定する「利益の額」とは、連結損益計算書に基づいて算定される利益の額（連結財務諸表規則第61条により記載される「経常利益金額」又は「経常損失金額」に同規則第65条第3項により記載される金額を加減した金額をいう。以下同じ。）をいうものとする。ただし、新規上場申請者がIFRS任意適用会社である場合又は同規則第95条の規定の適用を受ける場合は、連結損益計算書に基づいて算定される利益の額に相当する額をいうものとする。

b 前aの規定にかかわらず、審査対象期間において新規上場申請者が連結財務諸表を作成すべき会社でない期間がある場合は、当該期間に係る第6号に規定する「利益の額」とは、損益計算書に基づいて算定される利益の額（財務諸表等規則第95条により表示される「経常利益金額」又は「経常損失金額」をいう。以下同じ。）をいうものとする。ただし、当該新規上場申請者がIFRS任意適用会社である場合は、損益計算書に基づいて算定される利益の額に相当する額をいうものとする。

(5) 利益の額

a 第6号に規定する「最近」の起算は、上場申請日の直前事業年度の末日からさかのぼるものとする。（以下、「最近」の起算については、この取扱いにおいて同じ。）

b 第6号に規定する「利益の額」とは、連結損益計算書に基づいて算定される利益の額（連結財務諸表規則第61条により記載される「経常利益金額」又は「経常損失金額」と同規則第64条により記載される「税金等調整前当期純利益金額」又は「税金等調整前当期純損失金額」（同規則第67条により掲記される特別法上の準備金等の繰入額又は取崩額及び債務免除益の金額を除外した額）とのいずれか低い額に同規則第65条第3項により記載される金額を加減した金額をいう。以下同じ。）をいうものとする。ただし、新規上場申請者がIFRS任意適用会社である場合又は同規則第95条の規定の適用を受ける場合は、連結損益計算書に基づいて算定される利益の額に相当する額をいうものとする。

c 前bの規定にかかわらず、審査対象期間において新規上場申請者が連結財務諸表を作成すべき会社でない期間がある場合は、当該期間に係る第6号に規定する「利益の額」とは、損益計算書に基づいて算定される利益の額（財務諸表等規則第95条により表示される「経常利益金額」又は「経常損失金額」と同規則第95条の4により表示される「税引前当期純利益金額」又は「税引前当期純損失金額」（同規則第98条の2により掲記される特別法上の準備金等の繰入額又は取崩額及び債務免

る。

c a 及び前 b の規定にかかわらず、新規上場申請者が外国会社である場合は、第 6 号に規定する「利益の額」とは、新規上場申請者が連結財務諸表を財務書類として掲記しているときは、a ただし書に準じて算定される額をいうものとし、新規上場申請者が連結財務諸表を財務書類として掲記していないときは、損益計算書に基づいて算定される利益の額に相当する額又は結合損益計算書に基づいて算定される利益の額に相当する額をいうものとする。

d (略)

e (略)

f 第 6 号において、新規上場申請者又はその子会社が、審査対象期間又は上場申請日の属する事業年度の初日以後において合併（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の合併を除く。）を行っている場合は、合併前については、合併主体会社の連結損益計算書に基づいて算定される利益の額（合併主体会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない期間がある場合は、当該期間については、合併主体会社の損益計算書に基づいて算定される利益の額）について審査対象とするものとする。ただし、新規上場申請者が外国会社である場合は、合併主体会社の利益の額（c に規定する利益の額をいう。）又は合併当事会社の結合した損益計算書に基づいて算定される利益の額に相当する額について審査対象とするものとする。

g 第 6 号において、新規上場申請者（新規上場申請者が前 f の規定の適用を受ける場合にあっては、合併主体会社）が持株会社であって、持株会社になった後、上場申請日の直前事業年度の末日までに 2 年以上 を経過していない場合（他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社になった場合を除く。）には、最近 2 年間 の

除益の金額を除外した額）とのいずれか低い額をいう。以下同じ。）をいうものとする。ただし、当該新規上場申請者が I F R S 任意適用会社である場合は、損益計算書に基づいて算定される利益の額に相当する額をいうものとする。

d b 及び前 c の規定にかかわらず、新規上場申請者が外国会社である場合は、第 6 号に規定する「利益の額」とは、新規上場申請者が連結財務諸表を財務書類として掲記しているときは、b ただし書に準じて算定される額をいうものとし、新規上場申請者が連結財務諸表を財務書類として掲記していないときは、損益計算書に基づいて算定される利益の額に相当する額又は結合損益計算書に基づいて算定される利益の額に相当する額をいうものとする。

e (略)

f (略)

g 第 6 号において、新規上場申請者又はその子会社が、審査対象期間又は上場申請日の属する事業年度の初日以後において合併（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の合併を除く。）を行っている場合は、合併前については、合併主体会社の連結損益計算書に基づいて算定される利益の額（合併主体会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない期間がある場合は、当該期間については、合併主体会社の損益計算書に基づいて算定される利益の額）について審査対象とするものとする。ただし、新規上場申請者が外国会社である場合は、合併主体会社の利益の額（d に規定する利益の額をいう。）又は合併当事会社の結合した損益計算書に基づいて算定される利益の額に相当する額について審査対象とするものとする。

h 第 6 号において、新規上場申請者（新規上場申請者が前 g の規定の適用を受ける場合にあっては、合併主体会社）が持株会社であって、持株会社になった後、上場申請日の直前事業年度の末日までに 3 年以上 を経過していない場合（他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社になった場合を除く。）には、最近 3 年間 の

うち持株会社になる前の期間については、当該期間に係る子会社（持株会社になった日の子会社に限る。）の各連結会計年度の連結損益計算書（当該子会社が当該期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、損益計算書）に基づいて算定される利益の額に相当する額（当該子会社が複数ある場合は、当該複数の子会社の当該連結損益計算書若しくは損益計算書又は四半期連結損益計算書若しくは四半期損益計算書を結合した損益計算書に基づいて算定される利益の額に相当する額）について審査対象とするものとする。

h 第6号において、新規上場申請者（新規上場申請者がfの規定の適用を受ける場合にあっては、合併主体会社）が、会社の分割等により他の会社の事業を承継する又は譲り受ける会社（当該他の会社から承継する又は譲り受ける事業が新規上場申請者の事業の主体となる場合に限る。）であって、審査対象期間にその事業の承継又は譲受け前の期間が含まれる場合には、その承継又は譲受け前の期間については、有価証券上場規程に関する取扱い要領2(3)dの2又はeの2の規定により提出される書類に記載される当該他の会社から承継する又は譲り受ける事業に係る利益の額に相当する額について審査対象とするものとする。

i 第6号において、新規上場申請者（新規上場申請者がfの規定の適用を受ける場合にあっては、合併主体会社）が、相互会社から株式会社への組織変更を行う場合であって、審査対象期間に当該組織変更前の期間が含まれるときは、その組織変更前の期間については、当該相互会社の各連結会計年度の連結損益計算書（当該相互会社が当該期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、損益計算書）に基づいて算定される利益の額に相当する額について審査対象とするものとする。この場合における利益の額に相当する額の算定においては、当該相互会社の剰余金処分に関する書面に剰余金処分額として掲記される社員配当準備金を費用とみなすものとする。

j (略)

k 新規上場申請者（fから前jまでに規定する会

うち持株会社になる前の期間については、当該期間に係る子会社（持株会社になった日の子会社に限る。）の各連結会計年度の連結損益計算書（当該子会社が当該期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、損益計算書）に基づいて算定される利益の額に相当する額（当該子会社が複数ある場合は、当該複数の子会社の当該連結損益計算書若しくは損益計算書又は四半期連結損益計算書若しくは四半期損益計算書を結合した損益計算書に基づいて算定される利益の額に相当する額）について審査対象とするものとする。

i 第6号において、新規上場申請者（新規上場申請者がgの規定の適用を受ける場合にあっては、合併主体会社）が、会社の分割等により他の会社の事業を承継する又は譲り受ける会社（当該他の会社から承継する又は譲り受ける事業が新規上場申請者の事業の主体となる場合に限る。）であって、審査対象期間にその事業の承継又は譲受け前の期間が含まれる場合には、その承継又は譲受け前の期間については、有価証券上場規程に関する取扱い要領2(3)dの2又はeの2の規定により提出される書類に記載される当該他の会社から承継する又は譲り受ける事業に係る利益の額に相当する額について審査対象とするものとする。

j 第6号において、新規上場申請者（新規上場申請者がgの規定の適用を受ける場合にあっては、合併主体会社）が、相互会社から株式会社への組織変更を行う場合であって、審査対象期間に当該組織変更前の期間が含まれるときは、その組織変更前の期間については、当該相互会社の各連結会計年度の連結損益計算書（当該相互会社が当該期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、損益計算書）に基づいて算定される利益の額に相当する額について審査対象とするものとする。この場合における利益の額に相当する額の算定においては、当該相互会社の剰余金処分に関する書面に剰余金処分額として掲記される社員配当準備金を費用とみなすものとする。

k (略)

kの2 新規上場申請者（gから前kまでに規定す

社のうち新規上場申請者以外の会社を含む。)が審査対象期間又は上場申請日の属する事業年度の初日以後において f から前 j までに規定する行為を重ねて行っている場合については、f から前 j までの規定の趣旨に照らして当取引所が適当と認める財務情報に基づいて算定される利益の額に相当する額について審査対象とするものとする。

l (略)

(6) 時価総額

a (略)

b 第7号に規定する「売上高」とは、連結損益計算書(審査対象期間において新規上場申請者が連結財務諸表を作成すべき会社でない期間がある場合は、当該期間については、損益計算書)に掲記される売上高をいうものとする。ただし、新規上場申請者が I F R S 任意適用会社 である場合又は 連結財務諸表規則第95条 の規定の適用を受ける場合は、連結損益計算書上の売上高に相当する額をいうものとする。

c (略)

d 前(5) d、e 及び h の規定は、第7号の場合に準用する。この場合において、これらの規定中「利益の額」とあるのは「売上高」と読み替えるものとする。

e 前(5) f の規定は、第7号の場合に準用する。この場合において、同規定中「基づいて算定される利益の額」とあるのは「掲記される売上高」と、「合併主体会社の利益の額(dに規定する利益の額をいう。)」とあるのは「合併主体会社の売上高(cに規定する売上高をいう。)」と読み替えるものとする。

f 前(5) g、i 前段、j 及び k の規定は、第7号の場合に準用する。この場合において、これらの規定中「基づいて算定される利益の額」とあるのは「掲記される売上高」と読み替えるものとする。

g (略)

(7) 虚偽記載又は不適正意見等

a ~ d (略)

る会社のうち新規上場申請者以外の会社を含む。)が審査対象期間又は上場申請日の属する事業年度の初日以後において g から前 k までに規定する行為を重ねて行っている場合については、g から前 k までの規定の趣旨に照らして当取引所が適当と認める財務情報に基づいて算定される利益の額に相当する額について審査対象とするものとする。

l (略)

(6) 時価総額

a (略)

b 第7号に規定する「売上高」とは、連結損益計算書(審査対象期間において新規上場申請者が連結財務諸表を作成すべき会社でない期間がある場合は、当該期間については、損益計算書)に掲記される売上高をいうものとする。ただし、新規上場申請者が 連結財務諸表規則第93条 の規定の適用を受ける場合は、連結損益計算書上の売上高に相当する額をいうものとする。

c (略)

d 前(5) e、f 及び i の規定は、第7号の場合に準用する。この場合において、これらの規定中「利益の額」とあるのは「売上高」と読み替えるものとする。

e 前(5) g の規定は、第7号の場合に準用する。この場合において、同規定中「基づいて算定される利益の額」とあるのは「掲記される売上高」と、「合併主体会社の利益の額(dに規定する利益の額をいう。)」とあるのは「合併主体会社の売上高(cに規定する売上高をいう。)」と読み替えるものとする。

f 前(5) h、j 前段、k 及び k の2の規定は、第7号の場合に準用する。この場合において、これらの規定中「基づいて算定される利益の額」とあるのは「掲記される売上高」と読み替えるものとする。

g (略)

(7) 虚偽記載又は不適正意見等

a ~ d (略)

e 第8号において、新規上場申請者が持株会社であって、持株会社になった後、上場申請日の直前事業年度の末日までに2年以上を経過していない場合（他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社になった場合を除く。）には、審査対象期間のうち持株会社になる前の期間については、当該期間に係る子会社（持株会社になった日の子会社に限る。）の各連結会計年度の連結財務諸表（当該子会社が当該期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、財務諸表とし、当該子会社が複数ある場合は、当該複数の子会社の結合財務情報に関する書類を含む。）及び当該連結財務諸表が記載又は参照される有価証券報告書等について審査対象とするものとする。

f・g （略）

(8)～(10) （略）

5 第5条（セントレックスへの上場審査）関係

(1) 第1項各号に掲げる事項の審査は、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

a （略）

b 第2号関係

(a)～(e) （略）

(f) 新規上場申請者が外国会社である場合で、当該新規上場申請に係る株券が外国の金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されておらず、かつ、当取引所のみで新規上場申請が行われる場合には、「上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に、次のイ及びロに掲げる事項が記載されていること。

イ 上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前から上場日の前日までの期間における次の(イ)及び(ロ)に掲げる事項

(イ)・(ロ) （略）

ロ （略）

(g) （略）

c～e （略）

(2) （略）

e 第8号において、新規上場申請者が持株会社であって、持株会社になった後、上場申請日の直前事業年度の末日までに3年以上を経過していない場合（他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社になった場合を除く。）には、審査対象期間のうち持株会社になる前の期間については、当該期間に係る子会社（持株会社になった日の子会社に限る。）の各連結会計年度の連結財務諸表（当該子会社が当該期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、財務諸表とし、当該子会社が複数ある場合は、当該複数の子会社の結合財務情報に関する書類を含む。）及び当該連結財務諸表が記載又は参照される有価証券報告書等について審査対象とするものとする。

f・g （略）

(8)～(10) （略）

5 第5条（セントレックスへの上場審査）関係

(1) 第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

a （略）

b 第2号関係

(a)～(e) （略）

(f) 新規上場申請者が外国会社である場合で、当該新規上場申請に係る株券が外国の金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されておらず、かつ、当取引所のみで新規上場申請が行われる場合には、「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に、次のイ及びロに掲げる事項が記載されていること。

イ 新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前から上場日の前日までの期間における次の(イ)及び(ロ)に掲げる事項

(イ)・(ロ) （略）

ロ （略）

(g) （略）

c～e （略）

(2) （略）

(3) 第3項に規定する当取引所が定める期間は、当取引所が上場申請を受理してから2か月とする。

6 第6条（セントレックスへの上場審査基準）第1項 関係

(1) 株主数等

a・b (略)

c 元引受取引参加者は、原則として上場に係る公募等の申込期間終了の日から起算して3日目（休業日を除外する。）の日までに、当取引所所定の「公募又は売出実施通知書」を提出するとともに、当該上場に係る公募等の内容を新規上場申請者に通知するものとする。

d～g (略)

(2)～(4) (略)

8 第7条（上場市場の変更審査）関係

(1) 第1項の規定において準用する第2条第1項各号に掲げる事項の審査は、1(1)及び(2)の規定に準じて行うものとする。この場合において、当取引所は、セントレックスへの上場時から上場会社の事業内容、コーポレートガバナンス及び内部管理体制等に著しい変更のないときは、その状況を勘案して、企業の継続性及び収益性並びに上場後の企業内容等の開示実績等を中心に審査を行うことができるものとする。

(2) 2(4)の規定は、第1項の規定において準用する第4条第1項第5号に規定する純資産の額について準用する。この場合において、2(4)中「上場申請日の属する事業年度の初日以後に新規上場申請者が「上場申請のための四半期報告書」又は四半期報告書を作成した場合」とあるのは、「市場変更申請日の属する事業年度の初日（市場変更申請日とその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の初日）以後に上場市場変更申請者が四半期報告書を作成した場合」と、「「上場申請のための四半期報告書」又は四半期報告書」とあるのは「四半期報告書」と、「「上場申請のための有価証券報告書」とあるのは「直近の有価証券報告書」とそれぞれ読み替えるものとする。

(新設)

6 第6条（セントレックスへの上場審査基準）第1項 関係

(1) 株主数等

a・b (略)

c 元引受取引参加者は、原則として上場に係る公募等の申込期間終了の日から起算して3日以内に、当取引所所定の「公募又は売出実施通知書」を提出するとともに、当該上場に係る公募等の内容を新規上場申請者に通知するものとする。

d～g (略)

(2)～(4) (略)

8 第7条（上場市場の変更審査）関係

(1) 1から3までの規定は、第7条の場合に準用する。

(2) 上場市場変更申請者の企業内容等の開示実績が良好である場合には、その状況を勘案して、第7条において準用する第2条第1項第4号に規定する企業内容等の開示の適正性の審査を行うこととする。

(3) 2 (5)の規定は、第1項の規定において準用する第4条第1項第6号に規定する利益の額について準用する。この場合において、2 (5)中「上場申請日の属する事業年度の初日」とあるのは「市場変更申請日の属する事業年度の初日（市場変更申請日とその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の初日）」と、「上場申請日の直前事業年度の末日」とあるのは「市場変更申請日の直前事業年度の末日（市場変更申請日とその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の直前事業年度の末日）」とそれぞれ読み替えるものとする。

(新設)

(4) 2 (7)の規定は、第1項の規定において準用する第4条第1項第8号に規定する虚偽記載又は不適正意見等について準用する。この場合において、2 (7)中「上場申請日の直前事業年度の末日」とあるのは「市場変更申請日の直前事業年度の末日（市場変更申請日とその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の直前事業年度の末日）」と読み替えるものとする。

(新設)

(5) 第3項に規定する当取引所が定める期間は、当取引所が上場市場の変更申請を受理してから3か月とする。

(新設)

付 則

- 1 この改正規定は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の1、2及び5の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に上場申請を行う者から適用する。
- 3 改正後の8の規定は、施行日以後にセントレックスからの上場市場の変更申請を行う者から適用する。

上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 第2条（指定の特例）関係</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 2 <u>(1)</u>から<u>(7)</u>までの規定は、第3項の場合について準用する。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 2 <u>(1)</u>及び<u>(4)</u>から<u>(6)</u>までの規定は、第5項第1号の場合について準用する。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>1 第2条（指定の特例）関係</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 2 <u>(2)</u>から<u>(8)</u>までの規定は、第3項の場合について準用する。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 2 <u>(2)</u>及び<u>(5)</u>から<u>(7)</u>までの規定は、第5項第1号の場合について準用する。</p> <p>(6) (略)</p> <p><u>(7) 第5項の規定を新規上場申請者（外国会社及びセントレックスへの新規上場申請者を除く。）の上場申請に係る株券に適用する場合において、当該新規上場申請者が第3条第6号a又は第7号に適合していないときは、次の取扱いによるものとする。</u></p> <p><u>a 新規上場申請者は、有価証券上場規程に関する取扱い要領2(1)a及びbの規定により作成する「上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に最近3年間のうち最初の1年間に終了する連結会計年度の連結財務諸表を添付するものとする。ただし、新規上場申請者が当該期間において連結財務諸表を作成すべき会社でないときその他当該連結会計年度の連結財務諸表を第3条第6号bの審査対象としないときは、この限りでない。</u></p> <p><u>b 新規上場申請者は、有価証券上場規程に関する取扱い要領2(3)d、e、eの3及びfに掲げる書類に代えて、次に掲げる書類を提出するとともに、当該書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</u></p> <p><u>(a) 新規上場申請者が持株会社であって、持株会社になった後、上場申請日の直前事業年度の末日までに3か年以上を経過していない場合（他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社になった場合を除く。）は、最近3年間のうち持株会社になる前の期間における子会社（持株会社になった日の子会社に限る。）の各連結会計年度の連結財務諸表（当該子会社が当該期間において連結財務諸表を作成</u></p>

すべき会社でない場合は、財務諸表)。ただし、有価証券上場規程に関する取扱い要領2(1)dの規定により「上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載されるもの及び当取引所が提出を要しないものとして認めるものを除く。

各2部

(b) 新規上場申請者が持株会社であって、持株会社になった後、上場申請日の直前事業年度の末日までに3年以上を経過していない場合(他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社になった場合を除く。)で、かつ、持株会社になった日の子会社が複数あるときは、最近3年間のうち持株会社になる前の期間における当該複数の子会社の結合財務情報に関する書類(当該複数の子会社の連結損益計算書若しくは損益計算書又は四半期連結損益計算書若しくは四半期連結損益計算書を結合した損益計算書をいい、新規上場申請者が上場申請日の属する事業年度の初日以後持株会社になった場合には、当該複数の子会社の連結貸借対照表又は貸借対照表を結合した貸借対照表を含む。以下同じ。)

この場合において、当該結合財務情報に関する書類は、当取引所が定める「結合財務情報の作成基準」その他の合理的と認められる基準に従って作成するものとする。

2部

(c) 新規上場申請者が、会社の分割等により他の会社の事業を承継する会社(当該他の会社から承継する事業が新規上場申請者の事業の主体となる場合に限る。)であって、最近3年間にその承継前の期間が含まれる場合は、当該期間のうちその承継前の期間における当該他の会社の財務諸表等

各2部

(d) 新規上場申請者が、他の会社の事業を譲り受ける会社(当該他の会社から譲り受ける事業が新規上場申請者の事業の主体となる場合に限る。)であって、最近3年間にその譲受け前の

期間が含まれる場合は、当該期間のうちその譲
受け前の期間における当該他の会社の財務諸表
等 各2部

(e) 新規上場申請者又はその子会社が最近3年間
に合併を行っている場合には、合併当事会社す
べての当該期間内に終了する各事業年度及び各
連結会計年度の財務諸表等（「上場申請のため
の有価証券報告書（Iの部）」に記載又は添付
されるもの及び当取引所が提出を要しないもの
として認めるものを除く。）

各2部

c 新規上場申請者は、有価証券上場規程に関する
取扱い要領6(3)aに定めるもののほか、最近3年
間のうち最初の1年間に終了する連結会計年度の
連結財務諸表（新規上場申請者が当該期間におい
て連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、
最近3年間のうち最初の1年間に終了する事業年
度の財務諸表とし、新規上場申請者が外国会社で
ある場合は、最近3年間のうち最初の1年間に終
了する事業年度の財務書類とする。）及び前bの
規定により提出される書類について、法第193条の
2の規定に準じて2人以上の公認会計士又は監査
法人の監査を受け、それに基づいて当該公認会計
士又は監査法人が作成した監査報告書（前bの規
定により提出される書類については、当取引所が
適当と認める場合には、当該監査の対象とした財
務数値等に係る当該公認会計士又は監査法人の意
見（有価証券上場規程に関する取扱い要領別添2
「被合併会社等の財務諸表等に対する意見表明に
係る基準」その他の合理的な方法によるものであ
ることを要するものとする。）を記載した書面に
代えることができる。）を添付するものとする。

d 新規上場申請者は、次の(a)及び(b)に適合する
ことを要するものとする。

(a) 最近3年間のうち最初の1年間に終了する事
業年度及び連結会計年度の財務諸表等が記載又
は参照される有価証券報告書等に「虚偽記載」
を行っていないこと。

(b) 最近3年間のうち最初の1年間に終了する事
業年度及び連結会計年度の財務諸表等に添付さ

2 第3条（指定基準）第1項関係
（削る）

れる監査報告書において、公認会計士等の「無
限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付
適正意見」が記載されていること。ただし、当
取引所が適当と認める場合は、この限りでな
い。

2 第3条（指定基準）第1項関係

(1) 指定対象

a 第1項に規定する「当取引所が別に定める事
項」とは、次の(a)から(e)までに定める基準をい
い、当取引所は、有価証券上場規程第13条第3項
の規定に基づき上場会社が提出する書類及び質問
等に基づいて、それぞれの基準に適合するかどうか
審査を行うものとする。

(a) 上場会社の企業グループ（上場会社並びにそ
の子会社及び関連会社（財務諸表等規則第8条
第5項に規定する関連会社をいう。）をいう。
以下同じ。）の損益及び収支の見通しが良好な
ものであること。この場合において、当該企業
グループの経営活動（事業活動並びに投資活動
及び財務活動をいう。）が健全に継続される状
況にあると認められるときであって、次のイか
らハまでのいずれかに該当するときには、当該
損益及び収支の見通しが良好なものとして取り
扱うものとする。

イ 上場会社の企業グループの最近における損
益及び収支の水準を維持することができる見
込みのあること。

ロ 上場会社の企業グループの損益又は収支が
悪化している場合において、当該企業グルー
プの損益又は収支の水準の今後における回復
が見込まれるなど当該状況の改善が認められ
ること。

ハ 上場会社の企業グループの最近における損
益又は収支が良好でない場合において、当該
企業グループが近い将来に相応の利益を計上
することが見込まれ、かつ、当該企業グルー
プの今後における損益又は収支の回復又は改
善が認められること。

(b) 上場会社が相応の剰余金配当を行うに足りる

利益を計上する見込みのあること。

(c) 上場会社の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項（有価証券上場規程に関する取扱い要領2(3)cの2に規定する主要な事業活動の前提となる事項をいう。以下同じ。）について、その継続に支障を来す要因が発生している状況が見られないこと。

(d) 有価証券上場規程第13条第3項の規定に基づき上場会社が提出する書類のうち企業内容の開示に係るものに、次に掲げる事項が分かりやすく記載されていること。

イ 上場会社及びその企業グループの財政状態及び経営成績、役員・大株主・関係会社等に関する重要事項等、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項

ロ 上場会社の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項に関する次に掲げる内容

(イ) 当該上場会社の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項

(ロ) 許認可等（有価証券上場規程に関する取扱い要領2(3)cの2に規定する許認可等をいう。以下同じ。）の有効期間その他の期限が法令、契約等により定められている場合には、当該期限

(ハ) 許認可等の取消し、解約その他の事由が法令、契約等により定められている場合には、当該事由

(ニ) 当該上場会社の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項について、その継続に支障を来す要因が発生していない旨及び当該要因が発生した場合に事業活動に重大な影響を及ぼす旨

(e) (a)から前(d)までのほか、公益又は投資者保護の観点から適当と認められること。

b 第1項に基づく市場第一部銘柄指定は、一部指定日において、その発行する株式中に上場後1年以上を経過する銘柄がない場合には、これを行わないものとする。

(1) (略)

(2) 売買高

(2) (略)

(3) 売買高

a 第3号に規定する「最近3か月間及びその前3か月間のそれぞれの期間における月平均売買高」とは、一部指定申請日を含む月の前月の末日以前6か月間を前半3か月間及び後半3か月間に区分したそれぞれの期間における当該銘柄（当該銘柄に係る新たに発行された株券を含む。）の市場内売買の売買高合計の月割高をいうものとする。

b (略)

c 一部指定申請日を含む月の前月の末日以前6か月以内に1単位当たりの株式の数が変更されている場合には、当該変更前については当該変更前の1単位当たりの株式の数、当該変更後については当該変更後の1単位当たりの株式の数に基づき、第3号に規定する売買高を算定するものとする。

(3) (略)

(4) 純資産の額

株券上場審査基準の取扱い2(4)(純資産の額)の規定は、第5号に規定する純資産の額について準用する。この場合において、同項中「上場申請日の属する事業年度の初日以後に新規上場申請者が「上場申請のための四半期報告書」又は四半期報告書を作成した場合」とあるのは、「一部指定申請日の属する事業年度の初日（一部指定申請日とその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の初日）以後に市場第一部銘柄への指定を申請する者が四半期報告書を作成した場合」と、「上場申請のための四半期報告書」又は四半期報告書」とあるのは「四半期報告書」と、「上場申請のための有価証券報告書」とあるのは「直近の有価証券報告書」とそれぞれ読み替えるものとする。

(5) 利益の額

(削る)

a 第3号に規定する「最近3か月間及びその前3か月間のそれぞれの期間における月平均売買高」とは、直前事業年度の末日（一部指定日が、直前事業年度の末日を含む月の翌月の初日から起算して9か月を経過した日以後となる場合は、当該初日の属する事業年度に係る第2四半期会計期間の末日。cにおいて同じ。）を含む月の末日以前6か月間を前半3か月間及び後半3か月間に区分したそれぞれの期間における当該銘柄（当該銘柄に係る新たに発行された株券を含む。次のbにおいて同じ。）の市場内売買の売買高合計の月割高をいうものとする。

b (略)

c 直前事業年度の末日を含む月の末日以前6か月以内に1単位当たりの株式の数が変更されている場合には、当該変更前については当該変更前の1単位当たりの株式の数、当該変更後については当該変更後の1単位当たりの株式の数に基づき、第3号に規定する売買高を算定するものとする。

(4) (略)

(5) 純資産の額

株券上場審査基準の取扱い2(4)(純資産の額)の規定は、第5号に規定する純資産の額について準用する。

(6) 利益の額

a 第6号に規定する「最近」の起算は、直前事業年度の末日からさかのぼるものとする。（以下、「最近」の起算については、この取扱いにおいて

a 第6号に規定する利益の額については、株券上場審査基準の取扱い2(5) a から k まで(利益の額)の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「上場申請日の属する事業年度の初日」とあるのは「一部指定申請日の属する事業年度の初日(一部指定申請日とその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の初日)」と、「上場申請日の直前事業年度の末日」とあるのは「一部指定申請日の直前事業年度の末日(一部指定申請日とその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の前事業年度の末日)」とそれぞれ読み替えるものとする。

b 上場会社が外国会社である場合の本国通貨の本邦通貨への換算は、原則として、一部指定申請日の直前事業年度の末日(一部指定申請日とその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の前事業年度の末日をいう。以下このbにおいて同じ。)以前3年間の東京外国為替市場における対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場との中値の平均又は一部指定申請日の直前事業年度の末日における同中値により行うものとする。

(6) 時価総額

a・b (略)

c 株券上場審査基準の取扱い2(5) d、e 及び h の規定は、第7号の場合に準用する。この場合において、これらの規定中「利益の額」とあるのは「売上高」と、「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と読み替えるものとする。

d 株券上場審査基準の取扱い2(5) f の規定は、第7号の場合に準用する。この場合において、同 f 中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と、「基づいて算定される利益の額」とあるのは「掲記される売上高」と、「合併主体会社の利益の額」(cに規定する利益の額をいう。))とあるのは「合併主体会社の売上高(株券上場審査基準の取扱い2(6) cに規定する売上高をいう。)」と読み替えるものとする。

同じ。)

b 第6号に規定する利益の額については、株券上場審査基準の取扱い2(5) b から k の2まで(利益の額)の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と、「上場申請日の直前事業年度の末日」とあるのは「直前事業年度の末日」と読み替えるものとする。

c 株券上場審査基準の取扱い2(4) e (本国通貨の本邦通貨への換算)の規定は、第6号の場合に準用する。この場合において、同 e 中「上場申請日の直前事業年度の末日」とあるのは「直前事業年度の末日」と読み替えるものとする。

(7) 時価総額

a・b (略)

c 株券上場審査基準の取扱い2(5) e、f 及び i の規定は、第7号の場合に準用する。この場合において、これらの規定中「利益の額」とあるのは「売上高」と、「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と読み替えるものとする。

d 株券上場審査基準の取扱い2(5) g の規定は、第7号の場合に準用する。この場合において、同 g 中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と、「基づいて算定される利益の額」とあるのは「掲記される売上高」と、「合併主体会社の利益の額」(dに規定する利益の額をいう。))とあるのは「合併主体会社の売上高(株券上場審査基準の取扱い2(6) cに規定する売上高をいう。)」と読み替えるものとする。

e 株券上場審査基準の取扱い2(5) g、i前段、j及びkの規定は、第7号の場合に準用する。この場合において、これらの規定中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と、「基づいて算定される利益の額」とあるのは「掲記される売上高」と読み替えるものとする。

(7) (略)

3 第4条(指定審査)関係

(1) 第1項各号に掲げる事項の審査は、株券上場審査基準の取扱い1(1)及び(2)の規定に準じて行うものとする。この場合において、当取引所は、上場時から会社の事業内容、コーポレートガバナンス及び内部管理体制等に著しい変更のないときは、その状況を勘案して、上場後の企業内容等の開示実績等を中心に審査を行うことができるものとする。

(2) 第3項に規定する当取引所が定める期間は、当取引所が市場第一部銘柄への指定の申請を受理してから3か月とする。

付 則

- 1 この改正規定は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の2及び3の規定は、この改正規定施行の日以後に市場第一部銘柄への指定の申請を行う者から適用する。

e 株券上場審査基準の取扱い2(5) h、i前段、k及びkの2の規定は、第7号の場合に準用する。この場合において、これらの規定中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と、「基づいて算定される利益の額」とあるのは「掲記される売上高」と読み替えるものとする。

(8) (略)

(新設)

上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 第2条（指定替え基準）関係</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 債務超過</p> <p>a 第5号に規定する「債務超過の状態」とは、株券上場審査基準の取扱い2(4)<u>b</u>に規定する連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は同取扱い2(4)<u>c</u>に規定する貸借対照表に基づいて算定される純資産の額とし、連結財務諸表規則第95条の規定の適用を受ける会社である場合はこれに相当する額とする。）が負である場合をいう。ただし、上場会社がIFRS任意適用会社である場合は、当該連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は当該貸借対照表に基づいて算定される純資産の額）に相当する額（会計基準の差異による影響額（当取引所が必要と認めるものに限る。）を除外した額をいう。）が負である場合をいう。</p> <p>b 株券上場審査基準の取扱い2(5)<u>d</u>（監査意見に基づく修正）の規定は、第5号の場合に準用する。この場合において「利益の額」とあるのは、「純資産」と読み替える。</p> <p>c (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成24年4月1日から施行する。</p>	<p>1 第2条（指定替え基準）関係</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 債務超過</p> <p>a 第5号に規定する「債務超過の状態」とは、株券上場審査基準の取扱い2(4)<u>a</u>に規定する連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は同取扱い2(4)<u>b</u>に規定する貸借対照表に基づいて算定される純資産の額とし、連結財務諸表規則第95条の規定の適用を受ける会社である場合はこれに相当する額とする。）が負である場合をいう。ただし、上場会社がIFRS任意適用会社である場合は、当該連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は当該貸借対照表に基づいて算定される純資産の額）に相当する額（会計基準の差異による影響額（当取引所が必要と認めるものに限る。）を除外した額をいう。）が負である場合をいう。</p> <p>b 株券上場審査基準の取扱い2(5)<u>e</u>（監査意見に基づく修正）の規定は、第5号の場合に準用する。この場合において「利益の額」とあるのは、「純資産」と読み替える。</p> <p>c (略)</p>

株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 第2条（上場廃止基準）第1項関係</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 債務超過</p> <p>a 第5号に規定する「債務超過の状態」とは、株券上場審査基準の取扱い2(4)<u>b</u>に規定する連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は同取扱い2(4)<u>c</u>に規定する貸借対照表に基づいて算定される純資産の額とし、連結財務諸表規則第95条の規定の適用を受ける会社である場合はこれに相当する額とする。）が負である場合をいう。ただし、上場会社がIFRS任意適用会社である場合は、当該連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は当該貸借対照表に基づいて算定される純資産の額）に相当する額（会計基準の差異による影響額（当取引所が必要と認めるものに限る。）を除外した額をいう。）が負である場合をいう。</p> <p>b 株券上場審査基準の取扱い2(5)<u>d</u>（監査意見に基づく修正）の規定は、第5号の場合に準用する。この場合において「利益」とあるのは、「純資産」と読み替える。</p> <p>c～f (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 破産手続、再生手続又は更生手続</p> <p>a～d (略)</p> <p>dの2 上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱い2(3)（上場時価総額の取扱い）の規定は、第7号に規定する上場時価総額の算定について準用する。</p> <p>e (略)</p> <p>(7)～(16) (略)</p>	<p>1 第2条（上場廃止基準）第1項関係</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 債務超過</p> <p>a 第5号に規定する「債務超過の状態」とは、株券上場審査基準の取扱い2(4)<u>a</u>に規定する連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は同取扱い2(4)<u>b</u>に規定する貸借対照表に基づいて算定される純資産の額とし、連結財務諸表規則第95条の規定の適用を受ける会社である場合はこれに相当する額とする。）が負である場合をいう。ただし、上場会社がIFRS任意適用会社である場合は、当該連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は当該貸借対照表に基づいて算定される純資産の額）に相当する額（会計基準の差異による影響額（当取引所が必要と認めるものに限る。）を除外した額をいう。）が負である場合をいう。</p> <p>b 株券上場審査基準の取扱い2(5)<u>e</u>（監査意見に基づく修正）の規定は、第5号の場合に準用する。この場合において「利益」とあるのは、「純資産」と読み替える。</p> <p>c～f (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 破産手続、再生手続又は更生手続</p> <p>a～d (略)</p> <p>dの2 上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱い2(4)（上場時価総額の取扱い）の規定は、第7号に規定する上場時価総額の算定について準用する。</p> <p>e (略)</p> <p>(7)～(16) (略)</p>
<p>3 第2条の2（セントレックスの上場廃止基準）第1項関係</p>	<p>3 第2条の2（セントレックスの上場廃止基準）第1項関係</p>

(1)～(4) (略)

(5) 業績

a 第4号の2に規定する「最近4連結会計年度」
とは、直前連結会計年度（上場会社が連結財務諸
表を作成すべき会社でない場合には直前事業年
度）の末日からさかのぼって4連結会計年度（上
場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない期
間がある場合は、当該期間については、事業年度
と読み替えるものとする。）をいうものとする。

b 第4号の2に規定する「営業利益」とは、連結
損益計算書（審査対象期間において上場会社が連
結財務諸表を作成すべき会社でない期間がある場
合は、当該期間については、損益計算書）に記載
される営業利益をいうものとする。ただし、上場
会社がIFRS任意適用会社である場合は、連結
損益計算書上の営業利益に相当する額をいうもの
とする。

c 第4号の2に規定する「営業活動によるキャッ
シュ・フロー」とは、連結キャッシュ・フロー計
算書（審査対象期間において上場会社が連結財務
諸表を作成すべき会社でない期間がある場合は、
当該期間については、キャッシュ・フロー計算
書）に記載される営業活動によるキャッシュ・フ
ローをいうものとする。ただし、上場会社が連結
財務諸表規則第93条又は第95条の規定の適用を受
ける場合は、連結キャッシュ・フロー計算書上の
営業活動によるキャッシュ・フローに相当する額
をいうものとする。

d 第4号の2に規定する「1年以内に営業利益又
は営業活動によるキャッシュ・フローの額が正と
ならないとき」とは、第4号の2に規定する「最
近4連結会計年度（上場会社が連結財務諸表を作
成すべき会社でない期間がある場合は、当該期間
については、事業年度と読み替えるものとする。
）（上場後3年以内に終了する連結会計年度
（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でな
い場合には事業年度）を除く。）における営業利
益及び営業活動によるキャッシュ・フローが負」
となった審査対象連結会計年度（上場会社が連結
財務諸表を作成すべき会社でない場合には審査対

(1)～(4) (略)

(新設)

象事業年度)の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日が上場会社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間において営業利益又は営業活動によるキャッシュ・フローの額が正とならないときをいうものとする。

5 第5条(監理銘柄の指定)関係

(1) 当取引所は、上場株券が次のaからyまでのいずれかに該当する場合は、当該上場株券を第5条に規定する監理銘柄に指定することができる。この場合において、kの2、l、n、o、v又はwに該当する場合は監理銘柄(審査中)に指定し、それ以外の場合は監理銘柄(確認中)に指定する。

a～e (略)

f 上場会社が第2条第1項第5号(同条第2項第4号による場合を含む。)又は第2条の2第1項第4号若しくは第4号の2(同条第2項第1号による場合を含む。)に該当する状態にある旨の発表等を行った場合であって、それらの規定に該当するかどうかを確認できないとき

g～y (略)

(2)～(4) (略)

付 則

- 1 この改正規定は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の3(5)の規定は、この改正規定施行の日の前日において当取引所に株券が上場されているセントレックスの上場会社については、平成24年4月1日以後に開始する連結会計年度を最初の連結会計年度として適用する。

5 第5条(監理銘柄の指定)関係

(1) 当取引所は、上場株券が次のaからyまでのいずれかに該当する場合は、当該上場株券を第5条に規定する監理銘柄に指定することができる。この場合において、kの2、l、n、o、v又はwに該当する場合は監理銘柄(審査中)に指定し、それ以外の場合は監理銘柄(確認中)に指定する。

a～e (略)

f 上場会社が第2条第1項第5号(同条第2項第4号による場合を含む。)又は第2条の2第1項第4号(同条第2項第1号による場合を含む。)に該当する状態にある旨の発表等を行った場合であって、それらの規定に該当するかどうかを確認できないとき

g～y (略)

(2)～(4) (略)

株式会社企業再生支援機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する
有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 第2条（上場株券の市場第一部銘柄指定基準の特例）関係</p> <p>(1) 第2条第1項の適用を受ける新規上場申請者については、次のa及びbのとおり取り扱うものとする。</p> <p>a 上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱い1(5)及び(6)の規定の適用については、次のとおりとする。</p> <p>(5) 上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱い2(1)及び(2)の規定は、第2条第1項の適用を受ける新規上場申請者について準用する。</p> <p>(6) 株券上場審査基準の取扱い2(2)の規定は、第2条第1項の適用を受ける新規上場申請者について準用する。</p> <p>b (略)</p> <p>(2) <u>上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱い2(5)の規定は、第2条第2項の適用を受ける上場会社について準用する。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成24年4月1日から施行する。</p>	<p>1 第2条（上場株券の市場第一部銘柄指定基準の特例）関係</p> <p>(1) 第2条第1項の適用を受ける新規上場申請者については、次のa及びbのとおり取り扱うものとする。</p> <p>a 上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱い1(5)及び(6)の規定の適用については、次のとおりとし、<u>同1(7)の規定は適用しない。</u></p> <p>(5) 上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱い2(2)及び(5)の規定は、第2条第1項の適用を受ける新規上場申請者について準用する。</p> <p>(6) 株券上場審査基準の取扱い2(2)の規定は、第2条第1項の適用を受ける新規上場申請者について準用する。</p> <p>b (略)</p> <p>(2) <u>第2条第2項の適用を受ける上場会社については、次のa及びbのとおり取り扱うものとする。</u></p> <p>a <u>有価証券上場規程に関する取扱い要領18の規定については、(1) d 中「最近2年間（上場会社が上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条第6号a及び第7号に適合していない場合は、最近3年間）」とあるのは「最近2年間」とする。</u></p> <p>b <u>上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱い2(6)の規定は、第2条第2項の適用を受ける上場会社について準用する。</u></p>

東日本大震災による被災企業に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの
一部改正新旧対照表

新	旧
<p>2 第3条（株券上場審査基準の特例）関係 （削る）</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）（略）</p> <p>（削る）</p>	<p>2 第3条（株券上場審査基準の特例）関係</p> <p><u>（1）株券上場審査基準の取扱い2（4）の規定は、第3条第1項の規定の適用を受ける新規上場申請者について準用する。ただし、第3条第1項において読み替えて適用する株券上場審査基準第4条第1項第5号ただし書の適用を受ける場合にあつては、当取引所が適当と認める財務書類に基づいて算定される純資産の額について審査対象とするものとする。</u></p> <p><u>（2）第3条第1項の規定の適用を受ける新規上場申請者は、同項において読み替えて適用する株券上場審査基準第4条第1項第5号に定める基準に適合することを説明する書面を提出するものとする。</u></p> <p><u>（3）第3条第2項の規定の適用を受ける新規上場申請者についての株券上場審査基準の取扱い2（5）の規定の適用については、同（5）中「及び債務免除益の金額」とあるのは、「債務免除益の金額及び東日本大震災に起因した特別損失」とする。</u></p> <p><u>（4）（略）</u></p> <p><u>（5）（略）</u></p> <p>3 第4条（上場株券の市場第一部銘柄指定基準の特例）関係</p> <p><u>（1）株券上場審査基準の取扱い2（4）の規定は、第4条第1項の規定の適用を受ける上場会社について準用する。ただし、第4条第1項において読み替えて適用する上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条第5号ただし書の適用を受ける場合にあつては、当取引所が適当と認める財務書類に基づいて算定される純資産の額について審査対象とするものとする。</u></p> <p><u>（2）前2（2）の規定は、第4条第1項の規定の適用を受ける上場会社について準用する。</u></p> <p><u>（3）第4条第2項の規定の適用を受ける上場会社についての株券上場審査基準の取扱い2（5）の規定の適用については、同（5）中「及び債務免除益の金額」とあるのは、「債務免除益の金額及び東日本大震災に起因した特別損失」とする。</u></p>

3 (略)

4 (略)

4 (略)

5 (略)

付 則

この改正規定は、平成24年4月1日から施行する。